

高等学校学習指導要領解説

福祉編

平成21年7月

文 部 科 学 省

高等学校学習指導要領解説 福祉編

目 次

第1章	総 説	1
第1節	改訂の趣旨	1
1	改訂の経緯	1
2	改訂の趣旨	3
3	改訂の要点	5
第2節	福祉科の目標	6
第3節	福祉科の科目編成	7
第2章	福祉科の各科目	9
第1節	社会福祉基礎	9
第1	目 標	9
第2	内容とその取扱い	9
1	内容の構成及び取扱い	9
2	内 容	10
第2節	介護福祉基礎	14
第1	目 標	14
第2	内容とその取扱い	14
1	内容の構成及び取扱い	14
2	内 容	14
第3節	コミュニケーション技術	18
第1	目 標	18
第2	内容とその取扱い	18
1	内容の構成及び取扱い	18
2	内 容	18
第4節	生活支援技術	21
第1	目 標	21
第2	内容とその取扱い	21
1	内容の構成及び取扱い	21
2	内 容	22
第5節	介護過程	25
第1	目 標	25
第2	内容とその取扱い	25
1	内容の構成及び取扱い	25
2	内 容	25
第6節	介護総合演習	28
第1	目 標	28
第2	内容とその取扱い	28
1	内容の構成及び取扱い	28
2	内 容	28
第7節	介護実習	31
第1	目 標	31
第2	内容とその取扱い	31

1	内容の構成及び取扱い.....	31
2	内 容.....	31
第8節	こころとからだの理解.....	34
第1	目 標.....	34
第2	内容とその取扱い.....	34
1	内容の構成及び取扱い.....	34
2	内 容.....	34
第9節	福祉情報活用.....	39
第1	目 標.....	39
第2	内容とその取扱い.....	39
1	内容の構成及び取扱い.....	39
2	内 容.....	39
第3章	教育課程の編成と指導計画の作成.....	43
第1節	教育課程の編成.....	43
1	教育課程編成の一般方針.....	43
2	各教科・科目及び単位数等.....	44
3	各教科・科目の履修等.....	46
4	各教科・科目等の授業時数等.....	48
5	教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項.....	49
第2節	各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い.....	53
1	指導計画の作成に当たっての配慮事項.....	53
2	各科目の内容の取扱いに当たっての配慮事項.....	54
3	実験・実習の実施に当たっての配慮事項.....	54

第1章 総 説

第1節 改訂の趣旨

1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPIISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、
学習習慣・生活習慣に課題、

自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、
が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、

改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
「生きる力」という理念の共有
基礎的・基本的な知識・技能の習得
思考力・判断力・表現力等の育成
確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
学習意欲の向上や学習習慣の確立
豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には、^{ひら}については、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。^{ひら}については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、^{ひら}の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能

力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また、の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

また、高等学校の教育課程の枠組みについては、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮して改善を図る必要があることが示された。

この答申を踏まえ、平成20年3月28日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示したのに続き、平成21年3月9日には高等学校学習指導要領及び特別支援学校の学習指導要領等を公示した。

高等学校学習指導要領は、平成25年4月1日の入学生から年次進行により段階的に適用することとしている。それに先だって、平成22年4月1日から総則の一部、総合的な学習の時間及び特別活動について先行して実施するとともに、中学校において移行措置として数学及び理科の内容を前倒しして実施することとしたことに対応し、高等学校の数学、理科及び理数の各教科・科目については平成24年4月1日の入学生から年次進行により先行して実施することとしている。

2 改訂の趣旨

平成20年1月の中央教育審議会答申においては、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項が示されている。このたびの高等学校福祉科の改訂は、これらを踏まえて行ったものである。

中央教育審議会の答申の中で、職業に関する各教科・科目の改善については、次のように示された。

(ア) 職業に関する各教科・科目

() 改善の基本方針

これまで、幅広い分野で産業・社会を支える人材を輩出してきた専門高校は、今後も経済社会の様々な情勢の変化に対応し、職業人として必要とされる力を身に付けた人材を育成するとともに、地域や産業社会の発展に貢献するために、引き続き重要な役割を果たすことが求められている。

このため、専門高校における職業に関する各教科・科目については、その課題や改正教育基本法等で示された職業にかかわる規定等を踏まえ、将来のスペシャリストの育成という観点から専門分野の基礎的・基本的な知識、技術及び技能を身に付けるための教育とともに、社会に生き、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観等を醸成し、豊かな人間性の涵養等にも配慮した教育を行うことが重要である。

また、産業構造の変化、科学技術の進歩等の情勢の変化に対応し、それぞれの専門分野で真に必要とされる教育内容に精選するとともに、新たに求められる教育内容・方法を取り入れることが重要である。

さらに、専門高校における職業教育の充実のためには、小学校・中学校段階におけるキャリア教育や進路指導との接続、専門高校生に産業社会や大学等が求める能力・資質との関連、社会や大学等の専門高校生への積極的評価、次代を担う人材の育成という観点から、関係各

界・各機関等との連携強化なども重要な視点である。このような基本的考え方の下、各教科について科目の構成及び内容の改善を図る。

() 改善の具体的事項

(教科横断的な事項)

次の三つの視点を基本とし、各教科を通して以下の横断的な改善を図る。

第一は、将来のスペシャリストの育成に必要な専門性の基礎・基本を一層重視し、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術及び技能の定着を図るとともに、ものづくりなどの体験的学習を通して実践力を育成する。

さらに、資格取得や有用な各種検定、競技会への挑戦等、目標をもった意欲的な学習を通して、知識、技術及び技能の定着、実践力の深化を図るとともに、課題を探究し解決する力、自ら考え行動し、適応していく力、コミュニケーション能力、協調性、学ぶ意欲、働く意欲、チャレンジ精神などの積極性・創造性等を育成する。

第二は、将来の地域産業を担う人材の育成という観点から、地域産業や地域社会との連携・交流を通じた実践的教育、外部人材を活用した授業等を充実させ、実践力、コミュニケーション能力、社会への適応能力等の育成を図るとともに、地域産業や地域社会への理解と貢献の意識を深めさせる。

第三は、人間性豊かな職業人の育成という観点から、人と接し、自然やものとかかわり、命を守り育てるといった職業教育の特長を生かし、職業人として必要な人間性を養うとともに、生命・自然・ものを大切に作る心、規範意識、倫理観等を育成する。

また、上記を踏まえた改善に当たり、産業構造の変化、技術の進捗等に柔軟に対応できる人材の育成のため、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術等の定着を特に重視するとともに、就業体験等、実社会や職業とのかかわりを通じて、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し、例えば、職業の現場における長期間の実習を取り入れるなどにより、教育活動を充実すべきである。

上記の他、生徒の意識の変化や進路の多様化等に対応するため、弾力的な教育課程を編成することに加えて、より実践的な職業教育や就業体験等を通じて、職業選択能力や人生設計能力を身に付けさせる教育が可能となるよう配慮することも必要である。

また、福祉に関しては、次のように示された。

h) 福祉

少子高齢化の急速な進展に伴い、地域における自立生活支援への志向や福祉ニーズへの多様化など社会福祉に対する国民意識の変化に対応し、多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成する観点から、介護福祉士の資格等にも配慮して、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図る。

(7) 教科の目標については、福祉教育としての基本的なねらいに変更はないので、現行どおりとする。

(1) 科目構成については、上記の改善の視点に立ち、現行の7科目を9科目とする。

人間と社会、介護概論、コミュニケーション技術、生活援助技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとからだのしくみ、福祉情報活用

- (ウ) 新設する科目については、以下の3科目とする。
- ・「生活援助技術」：自立に向けた状態別の介護として、適切な介護技術を用いて、安全に援助できる知識や技術について習得することをねらいとする。
 - ・「介護過程」：福祉に関する他の科目で学習した知識や技術を統合し、介護過程の展開、介護計画の立案、介護サービスの提供ができる能力を養うことをねらいとする。
 - ・「こころとからだのしくみ」：介護技術の根拠となる人体の基礎構造や機能・心理及び介護サービスの提供における安全への留意点を理解し、心理的・社会的ケアの提供ができる能力を養うことをねらいとする。
- (I) 以下のとおり、科目を整理統合する。
- ・福祉に関する専門分野の学習の基礎となる科目として教育内容を充実するため、「社会福祉基礎」と「社会福祉制度」の内容を整理統合し、「人間と社会」とする。
- (オ) (ウ), (I)のほか、以下のとおり、科目を再構成する。
- ・介護の考え方を理解するとともに、対象者を生活の観点からとらえる科目として内容を整理し、「基礎介護」の名称を変更し、「介護概論」とする。
 - ・対人関係の基本やコミュニケーションの技術、対象者や援助的关系を理解する科目として内容を整理し、「社会福祉援助技術」の名称を変更し、「コミュニケーション技術」とする。
 - ・介護実習に必要な知識や技術、介護過程の展開等について、総合的に学習する科目として内容を整理し、「社会福祉演習」の名称を変更し、「介護総合演習」とする。
 - ・福祉に関する他の科目で学習した知識や技術を総合し、介護サービスを提供する実践力を習得する科目として内容を整理し、「社会福祉実習」の名称を変更し、「介護実習」とする。
 - ・介護実践において活用できる記録・情報収集等の能力を育てる科目として整理し、「福祉情報処理」の名称を変更し、「福祉情報活用」とする。
- (カ) 介護福祉士にかかる制度改正等を踏まえつつ、今後、教科「福祉」の科目構成及び内容について検討する必要がある。

福祉科については、以上のような改善の基本方針及び改善の具体的事項に加え、平成19年12月5日、介護福祉士にかかわる教育時間の増加と教育内容の再編を図る社会福祉士及び介護福祉士法等の一部が改正されたことを踏まえ、改訂された。

3 改訂の要点

福祉科の改訂の要点は次のとおりである。

(1) 教科の目標

教科の目標は、従前と同様である。

(2) 科目編成の改善

急速に進展する高齢化に伴う介護分野における多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成や介護福祉士に係る制度改正への対応などを考慮し、福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を確実に習得させるため、科目構成を見直すことなどの改善を図った。

「生活支援技術」、「介護過程」及び「こころとからだの理解」の3科目を新設するとともに、「社会福祉基礎」と「社会福祉制度」の内容を「社会福祉基礎」に整理統合し、「基礎介護」を「介護福祉基礎」、「社会福祉援助技術」を「コミュニケーション技術」、「社会福祉演習」を

「介護総合演習」、「社会福祉実習」を「介護実習」、「福祉情報処理」を「福祉情報活用」とそれぞれ名称変更を行い、従前の7科目を9科目に改めた。

(3) 実施時期

福祉科については、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う新しい介護福祉士養成制度が、平成21年4月から実施されることを踏まえ、各学校の判断により平成21年度以降に入学する生徒から、その全部又は一部を新しい学習指導要領によることができるようにしている。

第 2 節 福祉科の目標

教科の目標は次のとおりである。

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。

教科の目標については、従前と同様であり、次の三つの事項から構成されている。

(1) 「社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ」

この教科は、社会福祉に関する知識と技術を総合的、体験的に習得させることをねらいとしていることを示すとともに、高等学校の社会福祉教育においては、基礎的・基本的な内容を重視することを明らかにしている。

社会福祉に関する知識や技術を断片的に学習させるのではなく、社会福祉施設の見学、実験・実習、調査研究、日常的な実践活動などの実際の・体験的な学習を通して、活用できる知識と技術を総合的に身に付けさせることが大切である。

(2) 「社会福祉の理念と意義を理解させる」

社会福祉教育においては、知識と技術の習得にとどまらず、社会福祉関連の職業に従事する者として求められる福祉観や倫理観を高めることが必要である。このため、社会福祉の理念と社会的な意義の理解を目標の一つとして掲げている。

社会福祉教育においては、専門的な知識と技術の基礎の上に、「心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する」という社会福祉の理念と意義を理解させることが重要である。

(3) 「社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる」

「社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する」ことは、福祉社会の一員として生活上の問題に関心を持ち、日々の生活の中でどのように社会福祉や社会保障が関連しているかを学ぶとともに、人間としての尊厳の保持やプライバシーの尊重など自立生活を支援する態度の必要性を重視することを明らかにしている。さらに、社会福祉関連の職業に従事する者として、サービス利用者の立場に立った安全で確かなサービスの提供などを創造する能力と実践的な態度を育てることを示している。

第3節 福祉科の科目編成

福祉科は、教科の目標を達成するとともに、職業資格取得との関連等を考慮し、次の表に示す9科目で編成されている。

新旧科目対照表

改訂	改訂前	備考
社会福祉基礎	社会福祉基礎	整理統合
介護福祉基礎	社会福祉制度	名称変更
コミュニケーション技術	基礎介護	名称変更
生活支援技術	社会福祉援助技術	新設
介護過程		新設
介護総合演習	社会福祉演習	名称変更
介護実習	社会福祉実習	名称変更
こころとからだの理解		新設
福祉情報活用	福祉情報処理	名称変更

少子高齢化の急速な進展に伴い、地域における自立生活支援への志向や福祉ニーズへの多様化など社会福祉に対する国民意識の変化に対応し、多様で質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成する観点から、介護福祉士の資格等にも配慮して、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図っている。

今回の改訂における福祉に関する各科目の改善点等は、次のとおりである。

(1) 新設した科目

ア 「生活支援技術」

自立に向けた状態別の介護として、適切な介護技術を用いて、安全に援助できる知識や技術について習得することをねらいとして新設した。

イ 「介護過程」

福祉に関する他の科目で学習した知識や技術を統合し、介護過程の展開、介護計画の立案、介護サービスの提供ができる能力を養うことをねらいとして新設した。

ウ 「こころとからだの理解」

介護技術の根拠となる人体の基礎構造や機能・心理及び介護サービスの提供における安全への留意点を理解し、心理的・社会的ケアの提供ができる能力を養うことをねらいとして新設した。

(2) 整理統合した科目

ア 「社会福祉基礎」

福祉に関する専門分野の学習の基礎となる科目として教育内容を充実するため、「社会福祉基礎」と「社会福祉制度」の内容を、「社会福祉基礎」に整理統合した。

(3) 名称変更した科目

ア 「介護福祉基礎」

介護の考え方を理解するとともに、介護を必要とする人を生活の観点からとらえる科目として内容を整理し、「基礎介護」を「介護福祉基礎」に名称変更した。

イ 「コミュニケーション技術」

対人関係の基本やコミュニケーションの技術、介護を必要とする人や援助的关系を理解する科目として内容を整理し、「社会福祉援助技術」を「コミュニケーション技術」に名称変更した。

ウ 「介護総合演習」

介護実習に必要な知識や技術、介護過程の展開等について、総合的に学習する科目として内容を整理し、「社会福祉演習」を「介護総合演習」に名称変更した。

エ 「介護実習」

福祉に関する他の科目で学習した知識や技術を総合し、介護サービスを提供する実践力を習得する科目として内容を整理し、「社会福祉実習」を「介護実習」に名称変更した。

オ 「福祉情報活用」

介護実践において活用できる記録・情報収集等の能力を育てる科目として内容を整理し、「福祉情報処理」を「福祉情報活用」に名称変更した。

第2章 福祉科の各科目

第1節 社会福祉基礎

この科目は、教科「福祉」における基礎的・基本的な内容で構成し、より専門的な学習への動機付けや卒業後の進路についての生徒の意識を高めることを目的としており、従前と同様に福祉に関する学科における原則履修科目として位置付けている。

今回の改訂では、従前の「社会福祉基礎」と「社会福祉制度」を整理統合し、社会福祉に関する基礎的な知識や社会福祉の意義などの内容を再構成するとともに、社会福祉の法制度などの基礎的な内容を取り入れるなどの改善を図っている。

第1 目 標

社会福祉に関する基礎的な知識を習得させ、現代社会における社会福祉の意義や役割を理解させるとともに、人間としての尊厳の認識を深め、社会福祉の向上を図る能力と態度を育てる。

この科目のねらいは、社会福祉に関する基礎的な知識を習得させ、社会構造の変容やライフスタイルの変化などが社会福祉の進展にどのように影響し、どのような変化をもたらしているのかを考えさせるとともに、現代社会における社会福祉の意義や役割について理解させることにある。また、対人援助や社会福祉制度の基礎的な理解の上に、人間に対する多面的な理解を促し、人間としての尊厳の認識を深め、社会福祉の向上を図る能力と態度を育成することをねらいとしている。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)社会福祉の理念と意義、(2)人間関係とコミュニケーション、(3)社会福祉思想の流れと福祉社会への展望、(4)生活を支える社会保障制度の4項目で構成しており、2～6単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は次のように示されている。

(内容の構成及び取扱い)

- ア 内容の(2)については、対人援助に必要な社会福祉援助活動の概要を理解させること。
- イ 内容の(3)については、欧米や日本において社会福祉思想が発展してきた過程を理解させること。また、地域福祉の考え方や進展、近年の外国の状況などを扱い、国際的な視点で社会福祉をとらえられるようにすること。
- ウ 内容の(4)については、日常生活と社会保障制度との関連について考えさせるとともに、対人援助の視点から福祉に関する支援が行われる必要性を理解させること。

内容の(2)の指導に当たっては、傾聴や受容、共感など信頼関係を築くためのコミュニケーションの基礎、個別的な援助や集団及び家族への援助並びに地域を基盤とした援助などを取り扱い、対人援助に必要な社会福祉援助活動の概要について理解させる。

内容の(3)の指導に当たっては、歴史的推移の中から現在の社会保障制度が成立するまでの主な制度を中心に取り扱い、欧米や日本において社会福祉思想が発展してきた過程について理解させる。また、地域福祉の考え方や進展、日本との関係が深いアジア諸国の社会福祉の状況などを取り扱い、国際的な視野で社会福祉をとらえられるよう留意する。

内容の(4)の指導に当たっては、福祉の支援が行われる様々な分野を取り扱い、日常生活と社会保障制度を関連させてその現状と課題について考えさせるとともに、人間としての尊厳の理解及び自立支援など対人援助の視点から福祉の支援が行われる必要性について理解させる。

2 内 容

(1) 社会福祉の理念と意義

- ア 生活と福祉
- イ 社会福祉の理念
- ウ 人間の尊厳と自立

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)のアについては、家庭生活の機能や概要、人間の生活と社会とのかかわり及び少子高齢化の進行と介護の社会化との関連について扱うこと。イについては、社会福祉の在り方や理念を自立生活支援の視点からとらえさせ、国民生活との関連について具体的事例を通して扱うこと。ウについては、人間の尊厳と自立支援の必要性について、権利擁護の視点を踏まえて扱うこと。

ここでは、生活と福祉、社会福祉の理念、人間の尊厳と自立を取り上げ、社会福祉の理念と意義について理解させることをねらいとしている。

ア 生活と福祉

家族や地域の機能と役割の変化、ライフスタイルの変化、ヘルスプロモーションなど健康の考え方や疾病構造の変化、社会構造の変容などを取り上げ、家庭生活の機能や概要、人間の生活と社会とのかかわり及び少子高齢化の進行と介護の社会化との関連について理解させるとともに、社会全体で介護を支える介護の社会化の意義について理解させる。

イ 社会福祉の理念

社会福祉の在り方や理念について、日本国憲法や社会福祉法、近年の国際的な福祉の考え方などを取り上げ、経済的救済中心から自立生活支援へと変化してきたことについて理解させる。また、我が国の社会保障と社会福祉制度が国民生活にどのように関連しているか具体的事例を通して考えさせる。

ウ 人間の尊厳と自立

人間の尊厳と自立について、権利擁護の視点から、日本国憲法、世界人権宣言、自立生活運動などを通して、具体的に理解させるとともに、サービス利用者の潜在的能力の活用やサービス利用者自身の意思決定を尊重した自立支援の必要性について理解させる。

(2) 人間関係とコミュニケーション

- ア 人間関係の形成
- イ コミュニケーションの基礎
- ウ 社会福祉援助活動の概要

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のアについては、対人援助に必要な人間の理解や人間関係を構築するための技法などについて扱うこと。イについては、対人関係形成のためのコミュニケーションの持つ意義や役割、コミュニケーションの基礎的な技法などを扱うこと。ウについては、社

会福祉援助活動の持つ意義や役割など概要を扱うこと。

ここでは、人間関係の形成に必要とされる基本的なコミュニケーションの技法や社会福祉援助活動の概要について理解させることをねらいとしている。

ア 人間関係の形成

人間関係の形成について、傾聴や受容、共感、援助者としての自己覚知や他者理解などを取り上げ、対人援助に必要な人間の理解や人間関係を構築するための技法について理解させる。

イ コミュニケーションの基礎

コミュニケーションの基礎について、言語的コミュニケーションや非言語的コミュニケーションなどを取り上げ、コミュニケーションの持つ意義や役割、コミュニケーションの基礎的な技法について理解させる。

ウ 社会福祉援助活動の概要

社会福祉援助活動について、個別的な援助、集団及び家族への援助、地域を基盤とした援助などを取り上げ、社会福祉援助活動の持つ意義や役割など概要について理解させる。

(3) 社会福祉思想の流れと福祉社会への展望

ア 外国における社会福祉

イ 日本における社会福祉

ウ 地域福祉の進展

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)のアについては、英国やアメリカ合衆国における社会福祉思想の発展の概要を扱うとともに、スウェーデンやデンマークなどにおける社会福祉思想及びアジア地域の福祉の状況も扱うこと。イについては、日本における社会福祉思想の発展について具体的に扱うこと。ウについては、地域福祉の意義や役割について扱うこと。

ここでは、諸外国や日本の社会福祉思想の流れを取り扱い、どのような歴史的経過を経て社会福祉が成立してきたのか、諸外国と日本との状況を対比しつつ理解させることをねらいとしている。

ア 外国における社会福祉

英国における社会福祉思想の発展について、エリザベス救貧法、新救貧法、慈善組織化運動、セツルメント運動、ベヴァリッジ報告、シーボーム報告などを取り上げ、福祉国家形成の概要について理解させる。アメリカ合衆国における社会福祉思想の発展について、ソーシャルワークの発展、社会保障法、自立生活運動、障害をもつアメリカ人法（ADA）などを取り上げ、その概要について理解させる。また、スウェーデンやデンマークなどにおける社会福祉思想について、ノーマライゼーションなどの社会福祉思想などに触れながら、北欧における福祉国家の形成とその状況について理解させる。さらに、日本と関連の深いアジア地域の社会福祉の現状や課題を取り上げ、近年の状況について理解させる。

イ 日本における社会福祉

日本における社会福祉思想の発展について、社会福祉が制度として確立されていく明治期以降を中心に扱い、恤救規則、救護法、民間の社会事業、社会福祉三法と社会福祉事業法、社会福祉六法と国民皆保険・皆年金、社会福祉の見直し期と改革期、介護保険制度と障害者自立支援制度などを取り上げ、我が国の社会福祉の歴史的な展開を具体的に理解させる。

ウ 地域福祉の進展

福祉社会を創造する住民主体の地域福祉の考え方や進展について、近年の社会福祉の動き

と地域福祉を展開するための様々な社会資源などを取り上げ、地域福祉の意義や役割について理解させる。

(4) 生活を支える社会保障制度

- ア 社会保障制度の意義と役割
- イ 生活支援のための公的扶助
- ウ 児童家庭福祉と社会福祉サービス
- エ 高齢者福祉と介護保険制度
- オ 障害者福祉と障害者自立支援制度
- カ 介護実践に関連する諸制度

(内容の範囲や程度)

エ 内容の(4)のアについては、日本の社会保障制度の意義や概要について、日本国憲法と関連付けて扱うこと。イについては、生活保護制度を中心に公的扶助を扱うこと。ウについては、少子化対策についても扱うこと。エについては、高齢者を支える社会福祉サービスについて、介護保険制度と関連付けて扱うこと。オについては、障害者を支える社会福祉サービスについて、障害者自立支援制度と関連付けて扱うこと。カについては、保健や医療の諸制度、医療関係者、医療関係施設などを取り上げ、社会福祉施策と関連付けて目的や役割について扱うこと。

ここでは、社会保障制度の基本的な仕組みや社会福祉の各分野が生まれてきた社会的背景、各分野の代表的な施策の概要と現状などについて理解させるとともに、社会福祉の各分野の課題について考えさせることをねらいとしている。

ア 社会保障制度の意義と役割

日本の社会保障制度を構成する社会保険・公的扶助・社会福祉・公衆衛生など各制度の意義や概要について、日本国憲法第13条及び第25条と関連付けて理解させる。

イ 生活支援のための公的扶助

生活保護制度を中心に公的扶助を扱い、生活保護制度の基本原則や保護の原則、保護の種類、保護の動向などを取り上げ、制度が生まれてきた社会的背景、理念、現状について理解させるとともに、その課題について考えさせる。

ウ 児童家庭福祉と社会福祉サービス

児童及び家庭を支える社会福祉サービスについて、関係する法規や出生数及び合計特殊出生率、乳児死亡率、人口構成、平均世帯人員、労働力率などを取り上げ、各制度が生まれてきた社会的背景、理念、社会福祉サービスの概要と現状について理解させるとともに、その課題について考えさせる。また、少子化対策についても取り上げ、人口の減少状況及び子育て支援の考え方や施策などについても理解させる。

エ 高齢者福祉と介護保険制度

高齢者を支える社会福祉サービスについて、介護保険制度と関連付けて扱い、関係する法規や高齢者の将来推計、高齢化の速度、人口構成、平均寿命や健康寿命などを取り上げ、各制度が生まれてきた社会的背景、理念、社会福祉サービスの概要と現状について理解させるとともに、その課題について考えさせる。また、高齢者の虐待などの問題にも触れる。

オ 障害者福祉と障害者自立支援制度

障害者を支える社会福祉サービスについて、障害者自立支援制度と関連付けて扱い、関係する法規や障害の概念、障害の法的定義、障害者の実態などを取り上げ、各制度が生まれてきた社会的背景、理念、社会福祉サービスの概要と現状について理解させるとともに、その課題について考えさせる。

カ 介護実践に関連する諸制度

介護実践に関連する諸制度として、医療保険制度や公的年金制度などの保健や医療の諸制度、医療関係者、医療関係施設などを取り上げ、社会福祉施策と関連付けて目的や役割について扱い、その基本的な仕組みについて理解させる。また、成年後見制度、日常生活自立支援事業、個人情報保護に関する制度などについても理解させる。

第2節 介護福祉基礎

この科目は、介護の考え方について理解させるとともに、介護を必要とする人を生活の観点からとらえ、介護を適切に行う能力と態度を育てることを目的としている。

今回の改訂で、従前の「基礎介護」を名称変更し、介護実践の基盤となるよう介護の意義や考え方などの内容を充実させるなどの改善を図っている。

第1 目 標

介護を必要とする人の尊厳の保持や自立支援など介護の意義と役割を理解させ、介護を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目のねらいは、介護を必要とする人の尊厳の保持や自立支援など介護を行う上での基本的な考え方について理解させ、介護を適切に行う能力と態度を育てることである。

社会福祉実践における介護の位置付けの歴史的変化について理解させ、介護の現代的意義や役割について考えさせるとともに、介護を取り巻く状況や介護福祉サービスの確立、専門職の制度化などの社会的対応についても取り扱い、介護を必要とする人に対して自立支援の観点に基づいた適切な介護福祉サービスを提供できる能力と態度を育成することをねらいとしている。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)介護の意義と役割、(2)介護福祉の担い手、(3)介護を必要とする人の理解と介護、(4)介護における安全確保と危機管理の4項目で構成されており、2～6単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は次のように示されている。

(内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(2)については、介護従事者としての職業観を育成すること。また、サービス利用者のプライバシーや人権尊重の意義や重要性について理解させること。

内容の(2)の指導に当たっては、介護の専門職である介護従事者の役割や職業倫理、プライバシーの保護、人権尊重の意義や重要性などについて理解させ、介護従事者としての職業観の基盤を育成するよう留意する。

2 内 容

(1) 介護の意義と役割

ア 尊厳を支える介護
イ 自立に向けた介護

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)のアについては、人間としての尊厳を保持するための介護の必要性を扱うこと。イについては、人間の自立について考えさせ、自立のために介護の果たす役割や意義について扱うこと。また、国際生活機能分類やリハビリテーションの考え方についても扱

うこと。

ここでは、人間の尊厳を支える介護、自立に向けた介護について取り扱い、介護の意義と役割について理解させることをねらいとしている。

ア 尊厳を支える介護

介護におけるサービス利用者主体の考え方やクオリティ・オブ・ライフ（ＱＯＬ）などを取り上げ、介護の意義や目的、役割について理解させるとともに、人間としての尊厳を保持するための介護の在り方や必要性、その課題について考えさせる。

イ 自立に向けた介護

自立の概念と自立を支える介護の意義や役割について、ノーマライゼーションや国際生活機能分類（ＩＣＦ）などを取り上げ、サービス利用者の自己決定や個別化など自立に向けた介護について理解させる。また、介護実践における介護予防やリハビリテーションの考え方についても理解させる。

(2) 介護福祉の担い手

ア 介護従事者を取り巻く状況

イ 介護従事者の役割

ウ 介護従事者の倫理

エ 介護における連携

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のアについては、介護を取り巻く社会的状況の変化と対応について扱うとともに、国民の求める介護従事者の在り方についても扱うこと。エについては、保健・医療・福祉と連携した介護の在り方について、その必要性や意義について扱うこと。また、介護に関する社会資源や介護と地域社会とのかかわりについて扱うこと。

ここでは、介護の位置付けの歴史的変遷や介護の現代的意義、人間の尊厳を支える介護従事者としての専門性、介護実践のための多職種・地域社会との連携などについて理解させることをねらいとしている。

ア 介護従事者を取り巻く状況

少子高齢化、家族機能の変化、介護の社会化など介護を取り巻く社会的状況の変化について理解させるとともに、国民の求める多様な介護ニーズに対応した介護従事者の在り方について考えさせる。

イ 介護従事者の役割

介護従事者の定義や義務などを取り上げ、介護従事者の果たすべき役割と機能について理解させるとともに、介護を必要とする人に対して尊厳ある暮らしを支える介護の専門職としての役割を考えさせる。

ウ 介護従事者の倫理

人間としての尊厳の保持やサービス利用者のプライバシーの保護、自立生活支援などを取り上げ、介護従事者としての責任と任務、専門性と基本姿勢など、介護従事者として必要な倫理について理解させる。

エ 介護における連携

保健・医療・福祉の職種の役割と機能を取り上げ、多職種連携による介護の在り方とその必要性や意義について理解させる。また、地域住民・ボランティアなどのインフォーマルサービスや地域包括支援センターなどの役割と機能を取り上げ、介護に関する社会資源や介護と地域社会とのかかわりについても理解させる。

(3) 介護を必要とする人の理解と介護

- ア 介護を必要とする人と生活環境
- イ 高齢者の生活と介護
- ウ 障害者の生活と介護
- エ 介護福祉サービスの概要

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)のイについては、具体的な事例を通して、高齢者の生活に関する課題やニーズについて扱うこと。ウについては、具体的な事例を通して、障害児も含め障害者の生活の課題やニーズについて扱うこと。エについては、介護保険制度や障害者自立支援制度などにおける介護福祉サービスの具体的な内容及び利用方法について扱うこと。

ここでは、介護を必要とする高齢者や障害者などについて、生活の具体的な状況と介護ニーズを取り上げ、それぞれに応じた介護福祉サービスの概要やそのサービスが提供される場の特性などについて理解させることをねらいとしている。

ア 介護を必要とする人と生活環境

介護を必要とする人それぞれの生活様式や生活習慣、生活歴や価値観などを取り上げ、人間の多様性や個別性について理解させるとともに、介護を必要とする人と家族や地域など生活環境について考えさせる。

イ 高齢者の生活と介護

高齢になることにより生じる健康問題や生活の変化、就労・雇用、収入や余暇活動などについて、具体的な事例を取り上げ、高齢者の生活に関する課題やニーズについて理解させるとともに、高齢者を支えるための介護の在り方について考えさせる。

ウ 障害者の生活と介護

障害の概念や障害によって生じる生活上の課題や生活を支える基盤について、具体的な事例を取り上げ、障害児も含め障害者の生活に関する課題やニーズについて理解させるとともに、障害者を支えるための介護の在り方について考えさせる。

エ 介護福祉サービスの概要

介護保険制度や障害者自立支援制度などにおける介護福祉サービスを取り上げ、そのサービスの具体的な内容や利用方法について理解させる。また、在宅や施設など介護サービス提供の場の特性についても扱う。

(4) 介護における安全確保と危機管理

- ア 介護における安全確保と事故対策
- イ 感染対策
- ウ 介護従事者の健康管理

(内容の範囲や程度)

エ 内容の(4)のアについては、安全確保のための事故防止について扱うこと。イについては、介護現場における感染症の実態及び感染予防の必要性や意義を扱うこと。ウについては、介護福祉サービスの提供における介護従事者の健康維持の重要性とそのための具体的な方策について扱うこと。また、介護従事者の労働安全についても扱うこと。

ここでは、介護における安全確保と事故防止や感染対策などについて理解させるとともに、介護従事者の心身の健康管理の重要性についても理解させることをねらいとしている。

ア 介護における安全確保と事故対策

介護実践におけるサービス利用者への安全確保と事故防止について、事故を回避するためにはサービス利用者とその生活環境に対する観察が重要であることを理解させる。また、事故防止のための安全管理システムや緊急連絡システムを取り上げ、転倒や転落の防止、骨折予防、防災対策など具体的な対策や組織的な対応について理解させる。

イ 感染対策

介護現場における感染症の実態を取り上げ、感染予防の意義と必要性について理解させるとともに、感染対策に対する基礎的な知識と技術を習得させる。

ウ 介護従事者の健康管理

介護従事者の健康管理について、身体的健康管理のほか精神的健康管理も取り上げ、良質な介護福祉サービスを提供するためには、介護従事者の心身の健康が重要であることについて理解させる。また、労働災害防止計画や安全衛生管理体制などを取り上げ、快適な職場環境の形成を促進する労働安全衛生についても理解させる。

第3節 コミュニケーション技術

この科目は、対人援助におけるコミュニケーションに関する知識と技術を習得させ、高齢者や障害者に対し自立生活を支援する介護福祉援助活動に活用する能力と態度を育成することを目的としている。

今回の改訂で、従前の「社会福祉援助技術」を名称変更し、対人関係の基本やコミュニケーションの技術などの内容を整理するなどの改善を図っている。

第1 目 標

コミュニケーションに関する基礎的な知識と技術を習得させ、介護福祉援助活動で活用する能力と態度を育てる。

この科目のねらいは、対人援助の基本であるコミュニケーションに関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、高齢者や障害者など介護を必要とする人との信頼関係を形成し、介護福祉援助活動で活用する能力と態度を育成することである。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)介護におけるコミュニケーション、(2)サービス利用者や家族とのコミュニケーション、(3)介護におけるチームのコミュニケーションの3項目で構成しており、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は次のように示されている。

(内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(1)及び(2)については、介護を必要とする人を理解するための基本的なコミュニケーションの技法を習得させること。

イ 内容の(3)については、保健・医療・福祉など多職種協働におけるコミュニケーションの在り方を扱い、チームケアのためのコミュニケーションの重要性を理解させること。

内容の(1)及び(2)の指導に当たっては、介護における基本的なコミュニケーションの技法を習得させるとともに、サービス利用者の状態や状況に応じたコミュニケーションや家族との関係づくり、家族への支援などの技法について理解させる。

内容の(3)の指導に当たっては、保健・医療・福祉など多職種協働におけるコミュニケーションを扱い、記録による情報の共有化など介護におけるチームケアのためのコミュニケーションの重要性について理解させる。

2 内 容

(1) 介護におけるコミュニケーション

ア コミュニケーションの意義と役割

イ コミュニケーションの基本技術

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)のアについては、具体的なサービス利用者や介護場面を想定して扱うこと。

イについては、関係づくりの実際、個別的な援助及び集団的な援助の概要について、具体的な事例を通して扱うこと。

ここでは、コミュニケーションの基本的な知識や技術について習得させるとともに、様々なサービス利用者とのコミュニケーションや信頼関係の形成などについて、具体的な事例を通して習得させることをねらいとしている。

ア コミュニケーションの意義と役割

サービス利用者の自己表現としてのコミュニケーション、サービス利用者に働きかけ人間関係を形成するコミュニケーションなどを取り上げ、介護におけるコミュニケーションの意義と役割について、高齢者や障害者などの具体的な介護場面を想定して理解させる。

イ コミュニケーションの基本技術

関係づくりの実際、個別的な援助及び集団的な援助の概要について、具体的な事例を通して理解させるとともに、目線、顔の表情、言葉の語調、身だしなみ、適切な距離などに留意させながら、サービス利用者の感情表現の察し方、納得と同意の得方、質問の仕方、意欲の引き出し方などコミュニケーションの基本技術を習得させる。

(2) サービス利用者や家族とのコミュニケーション

ア サービス利用者に応じたコミュニケーション

イ サービス利用者や家族との関係づくり

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のアについては、感覚機能、運動機能及び認知・知覚機能の低下など、サービス利用者の状態や状況に応じたコミュニケーション技法について扱うこと。イについては、サービス利用者・家族との関係づくりや家族への支援の技法について、具体的な事例を通して扱うこと。

ここでは、個別的なコミュニケーションやサービス利用者や家族を含むコミュニケーションについて取り扱い、具体的な介護場面における事例を通して習得させることをねらいとしている。

ア サービス利用者に応じたコミュニケーション

感覚機能、運動機能及び認知・知覚機能の低下している人などとのコミュニケーション技法を取り扱い、先天性障害や中途障害、障害のもたらす二次障害などサービス利用者の状況や状態に応じ、適切なコミュニケーション技法を用いる必要性について理解させる。また、手話や点字など多様なコミュニケーションの方法を取り上げ、個々の特性に応じたコミュニケーションについても理解させる。

イ サービス利用者や家族との関係づくり

サービス利用者・家族との関係づくりや家族への支援について、信頼関係の形成過程やサービス利用者や家族の意向を調整する技法、相談・助言・指導する技法など、具体的な事例を通して習得させる。

(3) 介護におけるチームのコミュニケーション

ア 記録による情報共有化

イ チームによる連携

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)のアについては，記録の意義や目的，記録の活用と留意点などについても扱うこと。

ここでは，多様な介護場面における記録による情報の共有化や，チームとしての連携についての基礎的な知識と技術を習得させることをねらいとしている。

ア 記録による情報共有化

介護実践における記録の意義や目的，記録の種類，記録の方法と管理，記録の活用と留意点などについて理解させるとともに，介護におけるチームのコミュニケーションとして記録による情報の共有化が重要であることについて理解させる。

イ チームによる連携

保健・医療・福祉など多職種連携におけるコミュニケーションを扱い，介護を担う専門職チームとして会議・報告などによる情報を共有化することにより，適切な介護を提供することができることなど，多職種連携におけるコミュニケーションの重要性について理解させる。

第4節 生活支援技術

この科目は、自立を尊重した生活を支援するための介護に関する知識と技術を習得させ、様々な介護場面において適切な介護技術を用いて安全に支援できる能力と態度を育てることを目的とし、今回の改訂で新設した科目である。

第1 目 標

自立を尊重した生活を支援するための介護の役割を理解させ、基礎的な介護の知識と技術を習得させるとともに、様々な介護場面において適切かつ安全に支援できる能力と態度を育てる。

この科目のねらいは、自立を尊重した生活を支援するための介護の役割について理解させるとともに、自立生活に向け、サービス利用者一人一人の生活している状況を的確に把握し、介護するための基礎的な知識と技術を習得させることである。また、習得した知識と技術を用いて、様々な介護場面において適切かつ安全に支援できる能力と態度を育成することである。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)生活支援の理解、(2)自立に向けた生活支援技術、(3)終末期・緊急時の介護の3項目で構成しており、4～12単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は次のように示されている。

(内容の構成及び取扱い)

- ア 指導に当たっては、個人の尊厳とプライバシー、サービス利用者の心理などについて指導するとともに、事故や感染の危険性及び終末期や緊急時における適切な対応について理解させること。
- イ 内容の(1)については、「社会福祉基礎」、「介護福祉基礎」で学んだ尊厳の保持や自立支援の考え方、多職種連携などの知識を活用できるようにすること。また、介護観や倫理観を育成し、自ら判断し適切かつ安全に介護できる能力を育てるようにすること。
- ウ 内容の(2)及び(3)については、「こころとからだの理解」と関連付け、講義・演習・実習を一連の流れとして指導すること。その際、サービス利用者の理解を深めるとともに、介護実践の根拠となる介護に必要な人体の構造や機能を理解させること。

この科目の指導に当たっては、個人の尊厳とプライバシーの保護、安全面などについて配慮し、サービス利用者の心身と生活の状況に応じた生活支援の知識や技術を習得させるとともに、事故や感染の危険性及び終末期や緊急時における適切な対応についても理解させ、サービス利用者の尊厳を支える介護が実践できるようにする。

内容の(1)の指導に当たっては、「社会福祉基礎」及び「介護福祉基礎」で学んだ尊厳の保持や自立支援の考え方、多職種連携などとの関連を図り、より生活支援の理解が深まるよう留意する。また、介護従事者としての介護観や倫理観を育成し、介護の専門職として自ら判断し適切かつ安全に介護できるようにする。

内容の(2)及び(3)の指導に当たっては、介護実践の根拠となる人体の構造や機能について「こころとからだの理解」との関連を図り、サービス利用者一人一人の状態や生活状況に応じた具体的な介護場面を想定し、講義・演習・実習を一連の流れとして効果的に指導するようにする。

また、各種メディア教材の活用やグループ演習などを通して、サービス利用者の立場や心理が理解できるよう工夫する。

2 内 容

(1) 生活支援の理解

- ア 生活の理解
- イ 生活支援の考え方
- ウ 他の職種の役割と協働

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)のアについては、サービス利用者の生活や個別性、尊厳を踏まえた生活の自立について扱うこと。イについては、国際生活機能分類の視点に基づいたサービス利用者に対するアセスメントの重要性及び主体的に生活できる支援の在り方について扱うこと。ウについては、介護に関するチームアプローチ、様々な施設・事業所及び主な職種の役割や業務内容などを扱うこと。

ここでは、生活についてその意義や個別性などを取り上げ、生活支援の在り方や多職種との連携・協働した生活支援について理解させることをねらいとしている。

ア 生活の理解

生活の定義、生活形成のプロセス、生活経営などを取り上げ、サービス利用者の生活や個別性、尊厳を踏まえた生活の自立について理解させるとともに、サービス利用者の生活歴やライフスタイルなどを通して、人は社会とかかわりをもちながら様々な人間関係の中で生活していることなどについて考えさせる。

イ 生活支援の考え方

国際生活機能分類（ICF）の視点に基づいたサービス利用者に対するアセスメントの重要性や主体的に生活できる支援の在り方などを取り上げ、生活支援の考え方について理解させる。また、介護従事者としての介護観や倫理観を育てるとともに、介護の専門職として自ら判断し適切かつ安全に介護できるようにする。

ウ 他の職種の役割と協働

サービス利用者の多様なニーズに対応し自立に向けた生活を支援するためには、介護に関する多職種連携・協働によるチームアプローチの必要性、様々な社会福祉施設や事業所、主な職種の役割や業務内容について理解させる。

(2) 自立に向けた生活支援技術

- ア 基本となる介護技術
- イ 居住環境の整備
- ウ 身じたくの介護
- エ 移動の介護
- オ 食事の介護
- カ 入浴・清潔保持の介護
- キ 排泄の介護
- ク 家事の介護
- ケ 睡眠の介護
- コ レクリエーションと介護

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)については、サービス利用者の自立生活に向け、各種メディア教材の活用やグループ演習により、日常生活における具体的な介護場面を想定し、サービス利用者の心身の状態や状況に応じた介護について扱うこと。コについては、レクリエーションが自立生活支援に必要な援助であること及び高齢者や障害者の生きがいと社会参加を進める上でも有効であることについて扱うこと。

ここでは、サービス利用者一人一人が、健康でその人らしい生活を継続するために必要な生活支援技術を習得させるとともに、国際生活機能分類（ICF）の視点に基づき、サービス利用者の心身の状態や状況に応じ、サービス利用者の潜在的能力を引き出し、見守ることも含めた生活支援技術を総合的に活用し安全に介護を実践できる能力を育成することをねらいとしている。

ア 基本となる介護技術

サービス利用者の尊厳を保持した自立支援の方法、潜在的能力を引き出す支援をするための基本となる心身状態の観察の必要性、介護を必要とする人などについて理解させる。また、支援関係のためのコミュニケーション及び安全で安楽に介護するための技法やボディメカニクス、福祉用具の活用などに関する知識と技術を習得させる。

イ 居住環境の整備

居住環境の整備の意義や目的について理解させるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づく居住環境の整備を取り上げ、サービス利用者の心身の状況や生活様式に応じた住宅の改修などの工夫について理解させるとともに、自立に向けた居住環境の整備に関する基礎的な知識と技術を習得させる。また、在宅、施設、グループホーム、ユニットケアなど生活の場や形態の違いによる居住環境の整備に関する工夫や特性、プライバシーの確保などについても理解させる。

ウ 身じたくの介護

身じたくの意義や目的について理解させるとともに、身じたくへの意欲や装いの楽しみ、社会参加を支える介護などを取り上げ、身だしなみや服装などの組合せ、流行への配慮などその人らしさの表現とともに、サービス利用者の状態や状況に応じた整容、衣服着脱など、自立に向けた身じたくの介護に関する基礎的な知識と技術を習得させる。

エ 移動の介護

移動の意義や目的について理解させるとともに、日常生活を自立的に送るために必要な移動・移乗の介護、活動意欲を高める介護や安全で安楽な移動の介護などを取り上げ、サービス利用者の状態や状況に応じた体位変換、歩行、車いすなど、自立に向けた移動の介護に関する基礎的な知識と技術を習得させる。

オ 食事の介護

食事の意義や目的について理解させるとともに、食べる意欲を支える介護や安全で安楽な食事の介護などを取り上げ、身体機能の低下や咀嚼・嚥下障害、感覚障害、認知障害などの食事介護を必要とするサービス利用者の状態や状況に応じた食事など、自立に向けた食事の介護に関する基礎的な知識と技術を習得させる。また、食事における安全面への配慮、誤嚥や窒息の防止、脱水の予防などの留意点について理解させ、それぞれの緊急時の対応についての知識と技術も習得させる。

カ 入浴・清潔保持の介護

入浴や清潔保持の意義や目的について理解させるとともに、入浴の楽しみを支える介護、プライバシーに配慮した安全で安楽な入浴、清潔保持の介護などを取り上げ、サービス利用者の状態や状況に応じた入浴、部分浴、清拭など、自立に向けた入浴や清潔保持などの介護に関する基礎的な知識と技術を習得させる。また、日常の観察の必要性や入浴に伴う事故の予防と安全な浴室環境の整備などの留意点について理解させ、それぞれの事故時の対応につ

いての知識と技術も習得させる。

キ 排泄の介護

排泄の意義や目的について理解させるとともに、安心できる排泄行為を支える介護、プライバシーの保護や尊厳の保持に配慮した安全で安楽な排泄の介護などを取り上げ、サービス利用者の状態や状況に応じたトイレ、ポータブルトイレ、おむつの利用など、自立に向けた排泄の介護に関する基礎的な知識と技術を習得させる。また、失禁時や便秘・下痢の予防の留意点について理解させ、排泄機能障害時の観察と適切な対応についての知識と技術も習得させる。

ク 家事の介護

家事の意義や目的について理解させるとともに、調理、洗濯、掃除、裁縫など日常生活における家事支援の介護、家事を行う意欲を支える介護などを取り上げ、サービス利用者の状態や状況に応じた自立に向けた家事の介護に関する基礎的な知識と技術を習得させる。

ケ 睡眠の介護

睡眠の意義や目的について理解させるとともに、安眠を促すための環境の整備や睡眠が及ぼす心身への影響などサービス利用者の状態や状況に応じた睡眠の介護に関する基礎的な知識と技術を習得させる。

コ レクリエーションと介護

生きがいや自己実現、クオリティー・オブ・ライフなど自立した生活を送る上で重要なレクリエーションの意義や目的について理解させる。また、サービス利用者の状態や状況に応じた生活の活性化やレクリエーション活動の在り方、介護場面におけるレクリエーション活動の役割を取り上げ、芸術文化活動、造形活動、スポーツ、学習活動などの具体的なレクリエーションの基礎的な技法を習得させる。

(3) 終末期・緊急時の介護

ア 終末期の介護

イ 緊急時の介護

ここでは、尊厳を保持した終末期の介護や日常生活における事故の予防、緊急時の介護について取り扱い、終末期や緊急時の介護の在り方や対応に関する基礎的な知識と技術を習得させることをねらいとしている。

ア 終末期の介護

終末期における尊厳の保持やサービス利用者の身体状況や精神状態の変化、インフォームドコンセントなどを取り上げ、終末期における介護の意義や目的について理解させるとともに、サービス利用者の生活習慣や価値観などの個別性を尊重し、事前の意思確認も含め最期までその人らしく生きられるよう支援するための介護に関する基礎的な知識と技術を習得させる。また、終末期における家族への支援、在宅・施設ターミナルケアでの医療との連携についても理解させる。

イ 緊急時の介護

緊急時における介護の意義や目的について理解させ、日常生活における危険の予防や外傷、発熱、誤嚥、熱傷、骨折など起こりやすい緊急事態と適切な対応、緊急時の連絡方法や緊急通報システム、心肺蘇生法や止血法など応急処置に関する基礎的な知識と技術を習得させる。また、災害時における介護の意義や目的について理解させ、災害の種類や被災者の身体状況及び心理状態の把握、他の職種との連携について取り上げ、災害時の情報伝達や安全確保などについても理解させる。

第5節 介護過程

この科目は、福祉に関する他の科目で学習した知識と技術を統合して、介護過程を展開し、適切な介護が提供できる能力を養うことを目的とし、今回の改訂で新設した科目である。

第1 目 標

人間としての尊厳の保持と自立生活支援の観点から介護過程の意義と役割を理解し、介護過程が展開できる能力と態度を育てる。

この科目のねらいは、サービス利用者が人間としての尊厳を保持しながら自立した豊かな生活が送れるよう支援するために、介護過程の意義や役割について理解させるとともに、介護過程の展開に必要な実践的な能力や態度を育成することである。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は(1)介護過程の意義と役割、(2)介護過程の展開、(3)介護過程の実践的展開、(4)介護過程とチームアプローチの4項目で構成されており、2～6単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は次のように示されている。

(内容の構成及び取扱い)

- ア 内容の(1)については、サービス利用者に応じた適切な介護の提供には介護過程が必要なこと及び介護過程の一連の流れについて理解させること。
- イ 内容の(2)については、将来の自立に向けた生活課題の解決及び目標の設定、サービス利用者の希望を尊重した介護計画の立案など介護過程の要素を理解させ、介護従事者として必要な視点と能力を身に付けさせること。
- ウ 内容の(3)については、介護過程の展開について内容の(2)と関連付けて扱い、具体的に理解を深めさせること。

内容の(1)の指導に当たっては、サービス利用者に応じた適切な介護を提供するには、計画的に行う介護過程が必要であることについて理解させるとともに、情報収集、アセスメント、生活課題の把握、目標設定、介護計画の立案、介護計画の実施と評価という一連の流れについて理解させる。

内容の(2)の指導に当たっては、サービス利用者の自立や豊かな生活につながる生活課題の設定や生活課題の解決に向けての目標設定、サービス利用者の希望を尊重した介護計画の立案など介護過程の要素を具体的に理解させる。また、介護従事者に必要な介護の視点と能力を身に付けさせるよう留意する。

内容の(3)の指導に当たっては、内容の(2)と関連付けて扱い、演習などを取り入れて具体的に理解させる。また、介護過程の展開においては、他の専門科目で学んだ知識や技術を統合して展開できるよう留意する。

2 内 容

(1) 介護過程の意義と役割

ここでは、介護過程の意義と役割及びその概要について取り扱い、介護過程の一連の流れについて理解させることをねらいとしている。介護過程は、情報収集とアセスメントによりサー

ビス利用者の生活課題を明確にし、サービス利用者一人一人について尊厳の保持や自立生活支援の観点から適切な介護を提供するための介護の開始から終結までの一定期間に対する支援体制、目標の設定、介護計画の立案、実施、評価、介護計画の修正など一連の対応であり、介護の実践においては、明確な根拠に基づく介護過程の展開が必要であることを理解させる。

(2) 介護過程の展開

ア 情報収集とアセスメント
イ 生活課題と目標設定
ウ 介護計画の立案
エ 介護計画の実施と評価

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(2)から(4)までについては、介護過程の展開を国際生活機能分類の視点も含めて扱うこと。

ここでは、国際生活機能分類（ICF）の視点も含め介護過程の構成要素とその内容について理解させるとともに、サービス利用者主体、自立生活支援、クオリティ・オブ・ライフの向上など介護の目的に即した介護従事者として必要な視点を身に付けさせることをねらいとしている。また、記録用紙の選択についても留意し、記録の目的や記入方法について理解させるとともに、適切に記録ができるようにする。

ア 情報収集とアセスメント

サービス利用者の状況について、サービス利用者の心身や生活の状況及びそれらの相互関係、社会的支援ネットワークや他の職種からの情報などを含め、必要な情報を正確に収集してサービス利用者の生活の全体像をとらえることやアセスメントによるサービス利用者の介護ニーズの的確な把握などが必要であることについて理解させる。

イ 生活課題と目標設定

収集した情報とアセスメントからサービス利用者の生活課題を明確化し、重要性・緊急性の観点から生活課題の優先順位を考えさせるとともに、生活課題からサービス利用者の自立や豊かな生活を目指す長期的目標と短期的目標を設定することを理解させる。また、その目標はサービス利用者、家族、介護従事者などが共有する必要があることも理解させる。

ウ 介護計画の立案

設定した目標を達成するためには、サービス利用者及び家族の希望や主体性を尊重するとともに、社会資源や福祉用具などの活用、他の職種との連携を図り、現実的で効果的な介護計画を立案する必要があることについて理解させる。

エ 介護計画の実施と評価

介護計画の実施に当たっては、サービス利用者の納得や同意を得た上で、意欲や可能性を引き出しながら実施し、サービス利用者の状況や実施した内容について観察・記録を通して目標の達成状況や介護サービスの提供状況などを評価する必要があることを理解させる。また、サービス利用者の状況の変化に合わせて介護計画の変更や修正が必要であることも理解させる。

(3) 介護過程の実践的展開

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(2)から(4)までについては、介護過程の展開を国際生活機能分類の視点も含めて扱うこと。

イ 内容の(3)については、各種メディア教材を活用し、具体的な事例に基づき演習を行うこと。また、介護活動における記録についても扱うこと。

ここでは、各種メディア教材や介護実習での事例などを参考に演習を行い、介護過程の展開における実践的な能力と態度を育成することをねらいとしている。

事例については、障害の種類や自立の状況などを考慮するとともに、生徒の理解状況に応じて段階的に中途障害や終末期の事例などを取り上げ、介護過程の実践的な展開を国際生活機能分類（ICF）の視点も含め、一連の流れとして実施させる。また、グループでの意見交換や発表を通して、介護従事者としての視野を広げるとともに、専門職に求められる視点について考えさせる。介護計画の立案に当たっては、内容の(2)介護過程の展開のウ介護計画の立案に留意し、サービス利用者の自立や豊かな生活につながる幅広い計画を立案して検討させる。介護計画の実施と評価までの演習では、終結した事例などを活用し、サービス利用者和社会資源の調整や再アセスメントを行い、評価を適切に行うことができるようにする。

(4) 介護過程とチームアプローチ

ア 介護過程とチームアプローチの意義
イ 介護過程とチームアプローチの実際

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(2)から(4)までについては、介護過程の展開を国際生活機能分類の視点も含めて扱うこと。
ウ 内容の(4)のアについては、チームの組み方や進め方を扱うこと。イについては、具体的な事例を通して、チームアプローチの展開の演習を行うこと。

ここでは、チームアプローチの意義や進め方を学習し、演習を通してチームアプローチによる介護過程の展開について理解させるとともに、チームアプローチに求められる実践的な能力と態度を身に付けさせることをねらいとしている。

ア 介護過程とチームアプローチの意義

サービス利用者の多様化・複雑化した生活課題に適切に対応するためには、多職種連携によるチームアプローチが効果的であることについて理解させるとともに、多職種連携やチームの組み方と進め方について具体的に検討させる。

イ 介護過程とチームアプローチの実際

在宅介護と施設介護の事例演習を通して、チームアプローチによる介護過程を展開し、多職種との連携・協働の方法、チームリーダーの役割を具体的に理解させ、チームアプローチに必要な知識と技術を習得させる。

第 6 節 介護総合演習

この科目は、生徒の多様な実態に応じて、個々の生徒の特性、興味・関心、進路希望などに応じた教育活動を一層適切に進めていくことの必要性や課題解決の能力を育成する必要性から、介護演習や事例研究などの学習を通して専門的な知識と技術の深化・総合化を図ることを目的としており、今回の改訂で従前の「社会福祉演習」を名称変更した科目である。

この科目は、専門教科「福祉」における学習の総合的な科目として福祉に関する学科においては、原則としてすべての生徒に履修させる科目として位置付けている。

第 1 目 標

介護演習や事例研究などの学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、課題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

この科目のねらいは、介護演習や事例研究及び調査、研究などの学習を通して、専門的な知識・技術の深化・総合化を図るとともに、実践的に学習することにより、課題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育成することである。

第 2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)介護演習、(2)事例研究、(3)調査、研究の 3 項目で構成されており、2～6 単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は次のように示されている。

(内容の構成及び取扱い)

- ア 生徒の興味・関心、進路希望、地域の実態や学科の特色等に応じて、内容の(1)から(3)までの中から、個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(3)までの 2 項目以上にまたがる課題を設定することができること。
- イ 内容の(1)については、介護実習の事前・事後指導として、主体的に実習に臨む態度を身に付けさせ、自己の課題を明確化するとともに、介護従事者としての意識付けを図るなど効果的な指導を行うこと。

この科目の指導に当たっては、生徒の興味・関心、進路希望、地域の実態や学科の特色等に応じて内容の(1)から(3)までの中から、個人又はグループで適切な課題を設定させるようにする。なお、課題は内容の(1)から(3)までの 2 項目以上にまたがる課題を設定することもできる。

また、学習成果の発表機会を設けることは、生徒の表現力の育成など言語活動の充実に資するものであり、また、地域社会に幅広くその成果を発表することは、地域との連携体制の充実に資することにもなることから、学習成果の発表機会を設けるようにすることが必要である。

なお、指導に当たっては、守秘義務やプライバシーの保護及び生徒の安全確保にも十分配慮することが必要である。

内容の(1)の指導に当たっては、介護実習の事前・事後指導として、主体的に実習に臨む態度を身に付けさせ、自己の課題を明確化するとともに、介護従事者としての意識付けを図るなど効果的な指導を行い、介護実習が適切に行われるよう留意する。

2 内 容

(1) 介護演習

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)については、介護実習の目的、危機管理や個人情報保護、実習施設の概要や主な業務内容などを扱うこと。また、基本的な介護技術や介護過程の展開を確認するとともに、介護実習の計画、実習報告の作成などを通して、介護実習の課題や成果を明確にすることができるようにすること。

ここでは、介護実習の事前・事後指導などを通して、総合的な学習を行うことで介護実習を円滑に進めるとともに、介護実習の課題や成果を明確にすることをねらいとしている。

介護実習の事前指導に当たっては、介護実習オリエンテーションで、介護実習の意義と目的、実習内容や実習期間、実習施設の概要や主な業務内容、危機管理や個人情報保護などを扱い、介護実習における心得や実習評価について理解させることにより、主体的に介護実習に取り組む態度を身に付けさせる。また、実習施設職員の講義や卒業生の経験談、実習報告書の活用や施設見学、実習報告会への参加などを通して介護実習が円滑に行えるように配慮する。さらに、介護実習内容の確認を行い、サービス利用者にとって安全・安楽な介護を工夫するとともに、自立生活支援に向けた介護技術の提供や課題解決に向けた介護過程の展開が可能となるように配慮する。

介護実習の事後指導に当たっては、介護実習のまとめなどを通して、各自の実習の成果や課題を明確にさせ、実習における介護技術やコミュニケーションなどについて評価させることで、介護実習の達成感をもたせることが大切である。また、実習報告会などを、個人発表・グループ発表などの形態や方法を工夫しながら実施し、情報の共有化を図るとともに、職業倫理についても考えさせ、介護従事者としての意識を高めさせる。

(2) 事例研究

イ 内容の(2)及び(3)については、介護実習など総合的な介護活動の体験から得た事例などの考察や個別支援計画の作成などを行うこと。

ここでは、介護活動の体験などから事例を取り上げ、求められる生活課題について考えさせるとともに、生徒が主体的に事例研究を行うことにより、課題解決の能力や自発的・創造的な学習態度を身に付けさせることをねらいとしている。

事例研究の実践例として、介護実習やボランティア活動などの体験から得られた事例や、施設や地域における事例など、総合的な介護活動の体験レポートから得た事例を基に課題を発見し、その事例を取り上げる意味、事例にかかわるサービス利用者の心理や生活状態、事例への対応方法などを分析し、求められる介護の内容と対応方法、活用できる社会資源などについて考えさせ、個人やグループで発表を行うなどの内容が考えられる。また、介護実習などでの体験を基に、サービス利用者を想定し一つの事例から複数の個別支援計画を作成をしたり、テーマ別の個別支援計画を作成するなど、様々な視点から個別支援計画を作成する内容も考えられる。

(3) 調査、研究

イ 内容の(2)及び(3)については、介護実習など総合的な介護活動の体験から得た事例などの考察や個別支援計画の作成などを行うこと。

ここでは、生徒が主体的に課題を設定し、課題の解決を目指して、福祉に関する他の科目などで学習した知識と技術を生かして、調査や研究を行うことにより、課題解決の能力や自発的・創造的な学習態度を育てることをねらいとしている。

調査，研究の実践例として，社会福祉に関連する内容や進路希望に応じた内容など幅広い範囲から課題を設定し，調査・情報収集及び課題解決に向けた情報の選択，分析，考察を行い，その成果を取りまとめ，個人やグループで成果発表をするなどの内容が考えられる。

指導に当たっては，主体的な学習活動ができるように，情報通信ネットワークなどの学習環境を整備し，社会人講師の活用や現地調査の計画など学習の効果を高められるように配慮する。

第7節 介護実習

この科目は、福祉に関する他の専門科目で学んだ知識と技術を統合し、多様な介護の場で実習を行い、高齢者や障害者への総合的な介護活動などが実践できるための能力と態度を育成することを目的とし、従前の「社会福祉実習」を名称変更した科目である。

第1 目 標

介護に関する体験的な学習を多様な介護の場において行い、知識と技術を統合させ、介護従事者としての役割を理解させるとともに、適切かつ安全な介護ができる実践的な能力と態度を育てる。

この科目のねらいは、多様な介護の場においてサービス利用者一人一人の生活や個性を尊重し、福祉に関する他の専門科目で学習した知識や技術を統合しながら介護を行うとともに、多職種協働における介護従事者の役割や職業倫理について理解させることである。また、介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた介護計画の修正といった介護過程を展開し、サービス利用者の状況や状態に応じた適切で安全な介護を行う能力と態度を育成することをねらいとしている。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)多様な介護の場における実習、(2)個別ケアのための継続した実習の2項目で構成しており、4～16単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は次のように示されている。

(内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(1)については、多様な介護の場における実習を通して、サービス利用者の理解を図ること。

イ 内容の(2)については、継続した実習を行う中で、サービス利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価、介護計画の修正など一連の介護過程を実践すること。

この科目の指導に当たっては、介護実習がサービス利用者の生活空間で行われるため、実習指導者と実習の目標を共有するなど連携を図りながら、各段階に応じた目標を明確にして、意欲的に実習に取り組むことができるように配慮する。

内容の(1)の指導に当たっては、多様な介護の場における実習を通して、サービス利用者の理解を図るために、高齢者だけではなく障害者や障害児も含めて、在宅介護・施設介護など多様な介護実習が可能となるように配慮する。

内容の(2)の指導に当たっては、個々のサービス利用者を一定期間担当し継続した実習を行う中で、サービス利用者ごとの目標の設定、介護計画の立案、実施、評価、介護計画の修正など一連の介護過程を実践できるように配慮する。

2 内 容

(1) 多様な介護の場における実習

ア 介護技術の実践
イ コミュニケーションの実践
ウ 多職種協働及びチームケアの理解

ここでは、基本的な介護技術を実践するとともに、サービス利用者や家族とのコミュニケーション能力を高め、サービス利用者の日常生活、個別ケア、多職種協働、チームケアなどについて理解を深めさせる。また、「介護総合演習」との関連を図るように配慮する。

多様な介護の場における介護従事者の役割の理解ができるように、高齢者関係施設、障害者関係施設、児童関係施設などで実習を行う。

指導に当たっては、サービス利用者が住み慣れた地域で生活を行うための支援体制を理解させるとともに、国際生活機能分類（ICF）の視点を含めてサービス利用者の生活を理解させる。また、実習先などと連携を密にするとともに、サービス利用者の個人情報保護などに留意しながら実習計画を作成して実習を行う。

ア 介護技術の実践

介護の場における基本的な介護技術の実践を行うとともに、自立生活支援のために介護が提供されていることについて理解させる。高齢者における介護予防や自立生活支援、障害者や障害児の介護における障害に応じた基本的な介護技術を習得させる。

イ コミュニケーションの実践

言語的なコミュニケーションや非言語的なコミュニケーションを用いて、サービス利用者の自己表現を適切に受け止めるとともに、サービス利用者の状況や心身の状態に応じたコミュニケーションの技法を習得させる。

ウ 多職種協働及びチームケアの理解

介護の場でのサービス利用者には多様な生活課題があり、自立生活支援のために多職種協働やチームケアが重要であることについて理解させる。サービス利用者の観察を行うことで、サービス利用者の微妙な変化や潜在化した生活課題に気付き、専門職がそれぞれの立場から連携を図り、サービス利用者の変化などに対応することの重要性について理解させる。また、チームケアにおけるリーダーの役割についても理解できるように配慮する。

(2) 個別ケアのための継続した実習

ア 個別的な介護技術の実践

イ 介護過程の実践

ここでは、サービス利用者一人一人の個性や生活のリズムを尊重した個別ケアの実践を中心に一定期間継続した介護実習を行い、介護過程の展開のための指導計画を立てる。また、「介護過程」及び「介護総合演習」との関連を図るように配慮する。

この実習においては、サービス利用者の様々な個性、生活背景、障害の状態、生活課題などについて理解させるとともに、サービス利用者一人一人の生活課題に応じた生活支援の方法を介護過程の展開を通して考えさせ、カンファレンスや事例検討会に参加し、介護従事者としての視点及びチームとしての連携方法について理解させる。また、介護過程を展開する際には、国際生活機能分類（ICF）の視点を含めて展開し、サービス利用者の個人情報保護に留意する。

ア 個別的な介護技術の実践

認知症の高齢者や障害者などに対する介護も含めて、自立生活支援のための個別ケアを進めるために、基本的な介護技術を基に、サービス利用者の状況や状態、生活課題などを把握させ、サービス利用者の自立生活を支援し、クオリティー・オブ・ライフを高めながら、一人一人に対応した介護が提供できるようにする。また、複雑な生活課題があるサービス利用者の支援には、多職種協働やチームケアが実践されていることについて理解させるとともに、チームアプローチに必要な知識と技術を習得させる。

イ 介護過程の展開

自立生活支援のために、サービス利用者の心身の状況や生活の状況など幅広く観察し、サービス利用者の状態を総合的に把握することにより、解決すべき生活上の課題を明確化し、

解決のために行う一連の介護過程を実践するとともに、サービス利用者の状態の変化に応じた継続的な介護の方法について実践できる能力を習得させる。

第8節 ころとからだの理解

この科目は、介護を実践する際に必要なころとからだについての基礎的な知識を習得するとともに、社会的に重要性を増している高齢者や認知症、障害について基礎的な理解を深め、これからの介護ニーズに対応できる能力を育成することを目的として、今回の改訂で新設された科目である。

第1 目標

自立生活を支援するために必要なころとからだの基礎的な知識を習得させ、介護実践に適切に活用できる能力を育てる。

この科目のねらいは、介護実践の根拠となる心理、人体の構造と機能、発達と老化、認知症及び障害に関する基礎的な知識を習得させるとともに、「生活支援技術」と関連させて介護実践に適切に活用できる能力を育成することである。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)ころとからだの基礎的理解、(2)生活支援に必要なころとからだのしくみの理解、(3)発達と老化の理解、(4)認知症の理解、(5)障害の理解の5項目で構成しており、2～12単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は次のように示されている。

(内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(2)については、「生活支援技術」との関連を図り、各器官の機能と基本的な生活行動との関係について、その概要を理解させること。

イ 内容の(3)から(5)までについては、サービス利用者の生活や心身の状況に加え、家族を含めた周囲の環境にも十分留意する必要があることを理解させること。また、高齢者や障害者などに多く見られる疾病や機能低下が及ぼす日常生活への影響などを扱うとともに、高齢者や障害者の尊厳を守る介護の基本を理解させること。

この科目の指導に当たっては、介護実践に必要な知識という観点から、人体や骨格模型、各種メディア教材などを活用し、ころとからだについて理解させることをねらいとしている。

内容の(2)の指導に当たっては、「生活支援技術」の内容との関連を図り、各器官の機能と基本的な生活行動との関係について理解させるとともに、生活支援を行うときの根拠を身に付けさせるよう留意する。

内容の(3)から(5)の指導に当たっては、サービス利用者について理解するためには、その生活や心身の状況についての知識とともに、家族を含めた周囲の環境などを総合的に理解させる必要がある。また、高齢者や障害者に多く見られる疾病や機能の低下についての医学的な知識を習得させ、疾病や機能の低下が及ぼす日常生活への影響などを扱うとともに、これらの知識が尊厳を保持する介護の学習に活用できるよう留意する。

2 内容

(1) ころとからだの基礎的理解

ア ころの理解
イ からだのしくみの理解

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)のアについては、人間の基本的欲求や社会的欲求も扱うこと。イについては、人体の構造や関節可動域などの機能、人体各部の名称などを扱うこと。

ここでは、サービス利用者の尊厳の保持と自立支援を図る介護実践のため、人間の心理面と身体面のしくみについて取り上げ、人間が心身の相互作用によって生きている存在であることについて理解させることをねらいとしている。

ア 心の理解

心について、人間の基本的欲求や社会的欲求と適応機制、ストレスとその対処法、自己概念と尊厳、思考や感情、学習や記憶などを取り上げ、人間の心のしくみについて理解させる。

イ からだのしくみの理解

からだのしくみについて、人間の生命維持と生体恒常性のしくみ、人体の構造や関節可動域などの機能及び人体各部の名称、ボディメカニクスなどを取り上げ、人間のからだのしくみについて理解させる。

(2) 生活支援に必要なこととからだのしくみの理解

ア 身じたくに関することとからだのしくみ
イ 移動に関することとからだのしくみ
ウ 食事に関することとからだのしくみ
エ 入浴・清潔に関することとからだのしくみ
オ 排泄に関することとからだのしくみ
カ 睡眠に関することとからだのしくみ
キ 終末期に関することとからだのしくみ
ク 緊急時に関することとからだのしくみ

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のキについては、対象となる人の状態に応じた医療職など他職種との連携についても扱うこと。クについては、対象となる人の状態や状況に応じた緊急時における介護実践が行えるよう具体的な事例を通して扱うこと。

ここでは、「生活支援技術」に必要な基礎知識として、サービス利用者の日常生活のすべてに関連する行為や終末期・緊急時の心理面と身体面についての基礎的な知識を習得させることをねらいとしている。また、日常生活での変化に気付き、必要に応じて医療職と連携できる能力を育成することもねらいとしている。

ア 身じたくに関することとからだのしくみ

身じたくに関することとからだの基礎的知識として、身じたくの生理的意味、爪や毛髪の構造と機能、口腔の清潔などを取り上げ、その人らしさを表現する身じたくについて理解させるとともに、心身の機能の低下が身じたくや整容行動に及ぼす影響について理解させる。また、日常生活でサービス利用者の身じたくにおける変化に気付くための観察の方法や対応についても理解させる。

イ 移動に関することとからだのしくみ

移動に関することとからだの基礎的知識として、移動の生理的意味、重心の移動やバランス、良肢位、安全・安楽な移動、姿勢・体位の保持、歩行のしくみ、筋力・骨の強化のしくみなどについて理解させるとともに、骨折、廃用症候群、褥瘡などの機能の低下や障害

が及ぼす移動や身体などへの影響についても理解させる。

ウ 食事に関するところとからだのしくみ

食事に関するところとからだの基礎的知識として、食べることの生理的意味、必要な栄養素量や水分量、おいしく感じるしくみ、食欲や口渇などについて理解させるとともに、低血糖・高血糖、嘔下障害などの機能の低下や障害が及ぼす影響、誤嚥や食欲不振、食事制限のある人の食行動についても理解させる。また、誤嚥を予防するための日常生活での留意点、嘔下障害や脱水症状などに気付く観察のポイントや対応についても理解させる。

エ 入浴・清潔保持に関するところとからだのしくみ

入浴・清潔保持に関するところとからだの基礎的知識として、入浴や清潔の生理的意味、リラックス、爽快感を感じるしくみ、皮膚の汚れ、発汗のしくみについて理解させるとともに、かゆみやかぶれ、褥瘡などの機能の低下や障害が及ぼす入浴・清潔保持や身体への影響についても理解させる。

オ 排泄に関するところとからだのしくみ

排泄に関するところとからだの基礎的知識として、排泄の生理的意味と排泄物の性状・量・回数、排尿や排便のしくみについて理解させるとともに、便秘や下痢、失禁などの機能の低下や障害の原因とその影響について理解させる。また、生活場面における排泄状態や便秘・下痢などに気付くための観察の方法や対応についても理解させる。

カ 睡眠に関するところとからだのしくみ

睡眠に関するところとからだの基礎的知識として、睡眠の生理的意味、睡眠時間やリズム、睡眠に関連したしくみなどについて理解させるとともに、不眠などの機能の低下や障害が及ぼす心理面や身体面への影響についても理解させる。

キ 終末期に関するところとからだのしくみ

終末期に関するところとからだの基礎的知識として、死のとらえ方について理解させるとともに、終末期から危篤、死亡時の身体機能の低下の特徴、死後の身体的変化、死に対する恐怖・不安、本人や家族が死を受容する過程などについても理解させる。また、呼吸困難時や疼痛緩和のために行われる医療の実際と医療との連携についても理解させる。

ク 緊急時に関するところとからだのしくみ

緊急時に関するところとからだの基礎的知識として、日常生活で起こりやすい発熱、外傷、熱傷、誤嚥、骨折などについて理解させるとともに、主な疾病において起こりやすい症状などについても理解させる。また、緊急時の適切な対応について、対象となる人の状態や状況に応じた介護実践が行えるよう具体的な事例を通して取り扱う。さらに、救急時や災害時における被災者及び救援者自身の心身の状態、心的外傷後ストレス障害（PTSD）やストレス、こころのケアについても理解させる。

(3) 発達と老化の理解

- ア 人間の成長と発達
- イ 老年期の理解と日常生活
- ウ 高齢者と健康

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)のアについては、人の成長・発達における心理や身体機能の変化と日常生活への影響について扱うこと。イについては、老年期の定義、高齢者の医療制度などについて、「社会福祉基礎」や「介護福祉基礎」と関連付けて扱うこと。ウについては、保健医療職との連携についても扱うこと。

ここでは、人間の成長と発達及び老化についての基礎的理解のため、誕生から死に至るまで

の心理や身体機能の成長・成熟，生理的变化を取り上げて理解させるとともに，老化に伴う心身や日常生活の変化，家庭や地域での役割の変化，喪失体験などについて考えさせる。

ア 人間の成長と発達

人間の成長と発達について，その定義，生涯の各発達段階と発達課題などについて理解させるとともに，人間の成長・発達の観点から人格と尊厳，老いの価値，喪失体験などを取り上げて，心理や身体機能の変化と日常生活への影響について考えさせる。

イ 老年期の理解と日常生活

老年期について，世界保健機関（WHO）や老人福祉法，高齢者の医療の確保に関する法律などを取り上げ，老年期の定義，老年期の発達課題などについて理解させるとともに，老化に伴う心身の変化の特徴と日常生活への影響，高齢者の心理についても理解させる。また，地域で暮らす高齢者との交流や高齢者疑似体験などの機会を設け，高齢者の日常生活を具体的に理解させる。

ウ 高齢者と健康

高齢者と健康について，生活習慣が関連する疾病を含め，高齢者に多い疾病や症状の現れ方の特徴，身体の不調の訴えなどを取り上げて理解させるとともに，日常生活上の留意点についても理解させる。また，高齢者の健康管理のためには保健医療職との連携が必要であることも理解させる。

(4) 認知症の理解

ア 認知症の基礎的理解

イ 認知症に伴う心身の変化と日常生活

ウ 認知症を取り巻く状況

(内容の範囲や程度)

エ 内容の(4)及び(5)については，地域の支援体制や関連職種との連携と協働，チームアプローチ及び家族への支援についても扱うこと。

オ 内容の(4)については，認知症の特徴，心の変化，生活面への影響，支える家族の心の変化や生活面への影響について扱うこと。ウについては，認知症ケアの歴史や理念，罹患患者数の推移，認知症高齢者支援対策の概要も扱うこと。

ここでは，認知症の原因となる主な疾病や症状の特徴，それらによって引き起こされる機能の変化や生活障害，認知症ケアなどについて理解させるとともに，家族への支援や地域における支援体制の在り方について考えさせることをねらいとしている。

ア 認知症の基礎的理解

認知症について，日常生活に影響する認知症の中核症状や周辺症状の理解とともに，アルツハイマー病など認知症の原因となる主な疾患の特徴や検査・治療の実際及び予防など，認知症の基礎的知識や特性について理解させる。また，認知症と間違われやすい症状や若年性認知症についても理解させる。

イ 認知症に伴う心身の変化と日常生活

認知症が及ぼす心理的影響や特徴的な行動障害，周辺症状の背景にある混乱や孤独感など認知症のある人のこころの特徴について理解させるとともに，人間関係や居住環境などの環境変化が認知症の人の日常生活に与える影響について理解させる。また，認知症の人の生活支援に当たっては，認知症の特性を踏まえた適切なアセスメントを行い，周辺症状や生活障害を緩和していく支援が必要であることについて理解させる。さらに，地域におけるサポート体制やチームアプローチ，レスパイトケアなど家族への支援についても理解させる。

ウ 認知症を取り巻く状況

認知症ケアの歴史や理念，認知症の罹患者数の推移と認知症高齢者の現状，認知症高齢者支援対策の概要などを取り上げ，認知症を取り巻く状況について理解させる。

(5) 障害の理解

- ア 障害の基礎的理解
- イ 生活機能障害の理解
- ウ 障害者の生活理解

(内容の範囲や程度)

- エ 内容の(4)及び(5)については，地域の支援体制や関連職種との連携と協働，チームアプローチ及び家族への支援についても扱うこと。
- カ 内容の(5)については，障害に関する基本的な考え方と関係法規について，「社会福祉基礎」と関連付けて扱うこと。アについては，国際障害分類から国際生活機能分類への障害のとらえ方の変遷を扱うこと。イについては，各種障害の種類や特性などについて扱うこと。ウについては，具体的な事例などを通して，障害が日常生活に及ぼす影響，機能の活用，地域における支援体制などについても扱うこと。

ここでは，障害者の心理や障害の医学的な基礎知識，自立支援に向けた国際生活機能分類(I C F)の障害のとらえ方について理解させるとともに，障害者やその家族を含め，より良い生活支援を行うための根拠となる知識を習得させることをねらいとしている。

指導に当たっては，障害に関する基本的な考え方を「社会福祉基礎」と関連させて理解させるとともに，障害者の生活理解については事例を活用して，日常生活への影響や潜在的能力の活用・支援体制などを理解させる。

ア 障害の基礎的理解

障害について，障害者関係法規，ノーマライゼーションやリハビリテーションの考え方，国際障害者年の理念などを取り上げ，障害の概念や障害者福祉の基本理念について理解させる。特に，国際障害分類(I C I D H)から国際生活機能分類(I C F)への障害のとらえ方の変遷とその意味について具体的に理解させる。

イ 生活機能障害の理解

視覚障害，聴覚障害，言語機能障害，肢体不自由，内部障害などの身体障害，知的障害，精神障害，発達障害などについて，各種障害の種類と原因など障害の医学的な基礎知識を習得させるとともに，障害が及ぼす心理的影響や障害受容の過程，適応機制についても理解させる。また，生活機能障害について，障害のある人やその家族の講話，ディスカッション，疑似体験や事例などから具体的に理解させる。

ウ 障害者の生活理解

各種障害の特性を把握させた上で，様々な機能の低下や障害の疑似体験，障害者の講話，各種メディア教材などでの学習を通して障害者の生活理解を深める。また，国際生活機能分類(I C F)の視点によるアセスメントに基づき，潜在的能力を活用したその人らしい質の高い生活を送るための生活支援の在り方について考えさせる。また，家族への心理的支援や障害受容への援助，レスパイトケアなど家族への支援についても理解させる。さらに，地域における行政・関係機関や地域自立支援協議会などとの連携，サポート体制について理解させるとともに，障害状況に応じた生活を支援するためには，他の福祉職や障害の種類，特性に応じた保健医療職との連携，チームアプローチが必要であることも理解させる。

第9節 福祉情報活用

この科目は、社会における情報化の進展に適切に対応できるとともに、福祉の各分野における情報活用に関する知識や技術の習得と福祉分野における情報活用の特質について理解させることを目的としている。

今回の改訂で、従前の「福祉情報処理」を名称変更し、福祉の各分野において情報機器や情報通信ネットワークを活用するとともに、情報モラルとセキュリティを重視して内容の改善を図っている。

第1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報活用に関する知識と技術を習得させ、福祉の各分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

この科目のねらいは、情報化が急速に進展する中で、社会福祉の分野における記録や個別支援計画作成、社会福祉情報の検索などの役割について理解させるとともに、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てることである。また、福祉の各分野において情報を適切に活用することにより、福祉サービスの利用を促進し、福祉サービス利用者の自立生活を支援するなど、その質の向上に寄与する態度を育成することである。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目は、(1)情報社会と福祉サービス、(2)情報モラルとセキュリティ、(3)情報機器と情報通信ネットワーク、(4)福祉サービスと情報機器の活用の4項目で構成しており、2～4単位程度履修されることを想定して内容を構成している。また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は次のように示されている。

(内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(3)及び(4)については、実際に情報機器や情報通信ネットワークを活用できるよう実習を中心として扱うこと。

この科目の指導に当たっては、福祉に関する各科目との関連を図り、具体的な事例を通して、情報活用の実践力を身に付けさせるとともに、情報及び情報手段の特性について、実際の、体験的に学習できるよう実習を中心として取り扱うように配慮する必要がある。

2 内 容

(1) 情報社会と福祉サービス

ア 情報社会
イ 情報機器の利用と福祉サービス

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)については、情報社会における生活の変化と福祉サービスにおける情報機器の役割や利用状況について具体的な事例を通して扱うこと。

ここでは、情報社会における生活の変化、福祉サービスにおける情報機器の役割や利用状況について取り扱い、情報に関する基礎的な知識や技術を身につけることをねらいとしている。

ア 情報社会

情報化の進展が、社会や家庭生活に及ぼしている影響について、情報機器の役割や利用状況などを取り上げ、具体的に理解させる。また、それに伴い生じている問題などについても考えさせる。なお、様々な情報システムについては、データ通信や情報ネットワークなどの例を簡単に取り上げる。

イ 情報機器の利用と福祉サービス

情報機器が生活や産業のあらゆる分野で活用されることにより、システム化、ソフト化、サービス化が進展していることについて理解させ、情報機器や情報通信ネットワークなどを活用する知識と技術の習得が不可欠であることを認識させる。特に、福祉の分野においては、情報機器システムを活用することにより、情報の共有化及び福祉サービスの質的向上を図ることができることを理解させる。また、知識や経験に基づいた情報を蓄積し、整理・活用することの重要性を福祉サービスの実例の事例を通して認識させる。

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報モラル

イ 情報のセキュリティ管理

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ここでは、情報社会における情報モラルとネットワークセキュリティ管理の重要性について取り扱い、情報社会に主体的に対応できる態度を育成することをねらいとしている。

ア 情報モラル

個人のプライバシーの侵害、著作権などの知的財産の侵害、収集した情報の管理、情報の発信者としての責任などについて、具体的な事例を取り上げ、情報を扱う上で必要な情報モラルを身に付けさせる。

イ 情報のセキュリティ管理

情報通信ネットワークを利用した他組織の情報機器への侵入や情報機器の破壊行為、情報漏洩などの防止には、セキュリティ管理が重要であることを認識させ、セキュリティを確保するための工夫について理解し、情報通信ネットワークを効果的に活用する方法を習得させる。

(3) 情報機器と情報通信ネットワーク

ア 情報機器の仕組み

イ 情報通信ネットワークの仕組み

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)のアについては、情報機器の基本的な構成要素及びソフトウェアの役割と特徴について扱うこと。イについては、情報通信ネットワークの基本的な仕組みについて扱うこと。

ここでは、情報社会の進展を踏まえ、情報活用能力を育成する観点から、情報機器の仕組み及び情報機器を用いた情報処理や情報通信ネットワークの仕組みについて取り扱い、各種アプリケーションソフトウェアに関する基礎的な知識や技術を習得し、活用できることをねらいとしている。

ア 情報機器の仕組み

情報機器の基本的な機能について取り上げ、その基本的な内容と役割、情報機器の機能を充実させる主な周辺機器とその機能や仕組みについて理解させる。

また、文書処理、表計算、画像処理、データベースなどのアプリケーションソフトウェアを、生徒の実態などに応じて選択して、それらの基本的な機能や操作方法などについて理解させるとともに、文書作成やデータ処理、グラフ作成などに関する基礎的な知識と技術を習得させる。

イ 情報通信ネットワークの仕組み

情報通信ネットワークの仕組みについて理解し、目的に応じた情報通信ネットワークの利用に関する知識と技術を習得させる。

(4) 福祉サービスと情報機器の活用

- ア 情報の収集、処理、分析、発信
- イ 福祉サービスの各分野における情報機器の活用
- ウ 情報機器を活用した高齢者・障害者の自立生活支援
- エ 個人情報の管理

(内容の範囲や程度)

エ 内容の(4)のアについては、情報機器や情報通信ネットワークを利用して情報の収集、処理、分析、発信ができるようにすること。イについては、福祉サービスの中で情報機器を活用したサービスや情報の活用法を扱うこと。ウについては、情報機器を活用した自立生活支援の方法について具体的に扱うこと。

ここでは、福祉の分野における情報機器活用について取り扱い、情報通信ネットワークやデータベースなどを活用するとともに、個人情報の管理を含めた、基礎的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。

ア 情報の収集・処理・分析・発信

適切なアプリケーションソフトウェアを活用した情報の収集・処理・分析・発信についての基礎的な知識と技術について習得させるとともに、実際にインターネットなどの情報通信ネットワークや情報機器を利用し、情報の収集・処理・分析・発信ができるようにさせる。

イ 福祉サービスの各分野における情報機器の活用

福祉サービスに関する具体的な事例を取り上げ、情報の収集・処理・分析・発信について理解させる。事例としては、サービス利用者に関する個人情報の管理、個別支援計画の作成・保存、福祉関連施設の設置や利用状況に関するデータベース、ボランティアに関するネットワークなどの利用などが考えられる。

ウ 情報機器を活用した高齢者・障害者の自立生活支援

情報機器などを活用することにより、高齢者や障害者の社会参加の機会が拡大し、多様で継続的な交流の展開が可能となり、自立生活の支援に役立つことを具体的な事例を通して理解させる。事例としては、情報通信ネットワークを利用した障害者の在宅勤務、地域支援システムなどが考えられる。

エ 個人情報の管理

福祉分野に携わる者として、情報機器やネットワークでのサービス利用者のプライバシー

を保護することの重要性を認識させ、個人情報のセキュリティ管理の方法を具体的に理解させる。

第3章 教育課程の編成と指導計画の作成

第1節 教育課程の編成

ここでは、学校において福祉科に関する科目を取り入れた教育課程を編成する場合の主な留意点について、高等学校学習指導要領総則に定められている事項を中心に述べることとする。

1 教育課程編成の一般方針（総則第1款）

高等学校学習指導要領第1章総則第1款の教育課程編成の一般方針においては、教育課程編成の基本的な原則を示すとともに、教育課程の編成に関し、特に配慮すべき事項及び学校教育を進めるに当たっての基本理念について示している。

教育課程編成の基本的な原則については、各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従って、生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成することを示している。特に、今回の改訂においては、学校の教育活動を進めるに当たっては、「各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣を確立するよう配慮しなければならない。」ことが示されている。これは、教育基本法等で明確にされた教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成することや知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視するという今回の改訂の基本的な考え方を教育課程編成、実施の理念として示したものである。

福祉に関する学科においては、これまで福祉に関する各科目の履修を通して福祉に関する基礎的・基本的な知識・技術を身に付けることにとどまらず、実験・実習という実際の・体験的な学習を重視してそれらの知識・技術を実際に活用できる実践力の育成に努めてきている。また、課題研究や事例研究などの学習を通して、問題解決能力や自発的、創造的な学習態度の育成に努めてきている。福祉に関する学科では、今回の改訂を踏まえ、これらの教育の一層の充実を図っていくことが求められており、その際、例えば、介護実習の成果や課題をまとめた報告書の作成や発表、事例研究等の成果の発表など言語活動の充実にも努める必要がある。

道徳教育については、今回の改訂において、道徳教育を充実する観点から、道徳教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを明確化している。また、「自他の生命を尊重する精神」に関して適切な指導を行うとの配慮事項を追加している。

福祉に関する学科では、福祉に関する各科目の学習を通して、福祉に従事する者としての職業観や職業倫理の育成を重視しており、各学校においては、道徳教育の充実が今回の改訂においても重視されていることを踏まえ、全教師の連携協力のもと、年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める必要がある。

体育・健康に関する指導については、生徒の発達の段階を考慮すべき旨を規定するとともに新たに食育の推進や安全に関する指導について規定している。

さらに、望ましい勤労観・職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するよう就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うように求めている。

各学校においては、これらの教育課程編成の一般方針として示された事項や基本理念に基づき、

創意工夫を生かした教育課程を編成・実施していく必要がある。

2 各教科・科目及び単位数等（総則第2款）

(1) 卒業までに履修させる単位数等（総則第2款の1）

各学校においては、卒業までに履修させる各教科・科目及びその単位数、総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動及びそれらの授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の計は、総則第3款の1、2及び3の(1)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な学習の時間の単位数を含めて74単位以上とする。

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、第7款の定めるところによるものとする。

高等学校の教育課程は、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動によって構成することとしている。また、卒業までに履修させる総単位数は、従前と同様に74単位以上で変更はない。

(2) 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数(総則第2款の2)

各学校においては、教育課程の編成に当たって、生徒に履修させる各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの単位数について、表1に掲げる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

表1 各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数（印が必修科目）

教科等	科 目	標準単位数	すべての生徒に履修させる科目
国 語	国語総合	4	2 単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文 A	2	
	現代文 B	4	
	古典 A	2	
	古典 B	4	
地 理 歴 史	世界史 A	2	}
	世界史 B	4	
	日本史 A	2	
	日本史 B	4	
	地理 A	2	
	地理 B	4	
公 民	現代社会	2	「現代社会」 又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数 学	数学	3	2 単位まで減可
	数学	4	
	数学	5	
	数学 A	2	
	数学 B	2	
	数学活用	2	
科学と人間生活	科学と人間生活	2	}
	物理基礎	2	
	物理	4	

理科	化学基礎	2	を含む2科目 又は 基礎を付した科目 を3科目
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	
保健 体育	体育	7～8	
	保健	2	
芸術	音楽	2	}
	音楽	2	
	音楽	2	
	美術	2	
	美術	2	
	美術	2	
	工芸	2	
	工芸	2	
	工芸	2	
	書道	2	
	書道	2	
	書道	2	
	外国語	コミュニケーション英語基礎	
コミュニケーション英語		3	
コミュニケーション英語		4	
コミュニケーション英語		4	
英語表現		2	
英語表現		4	
英語会話		2	
家庭	家庭基礎	2	}
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	}
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3～6	2単位まで減可

(注：

}- は、それらの科目のうち、1科目が必修であることを示す。)

(3) 主として専門学科において開設される各教科・科目（総則第2款の3）

各学校においては、教育課程の編成に当たって、生徒に履修させる主として専門学科において開設される各教科・科目（以下「専門教科・科目」）及びその単位数について、総則第2款の3の表に掲げる各教科・科目及び設置者の定める標準単位数を踏まえ適切に定めるものとする。

福祉科に属する科目については、学科の目標や性格によってその履修単位数が異なると思われるので、設置者は本書の第2章の解説を参考にして標準単位数を定めることになる。各学校においては、学科の目標、生徒の必要などに応じて、適切に科目を選定し、履修単位数を定めることが必要である。

(4) 学校設定科目（総則第2款の4）

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学習指導要領に示す教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

学習指導要領に示す教科・科目以外の教科・科目を設ける場合には、従前は、その名称、目標、内容、単位数等は、設置者が定めることとされており、「その他の科目」と称してきた。平成11年の改訂において、各学校における特色ある教育課程の編成に資するようこれらの科目の名称、目標、内容、単位数等は、各学校で定めることとし、「学校設定科目」と改めており、今回の改訂においても同様の扱いとしている。

福祉科に属する科目については、福祉に関する各分野に対応して、通常履修される教育内容などを想定して、9科目が示されている。しかしながら、福祉の各分野の多様な発展や地域の実態等に対応し、新しい分野の教育を積極的に展開する必要がある場合など、「学校設定科目」を設けることにより、特色ある教育課程を編成することができる。

「学校設定科目」を設ける場合には、各学校は教科の目標に基づき、その科目の名称、目標、内容、単位数などを定めることとされている。「学校設定科目」を設置する場合には、教科の目標に基づき設置するという要件があること、科目の内容構成については、関係する各科目の内容との整合性を図るよう十分配慮する必要がある。

3 各教科・科目の履修等（総則第3款）

(1) 必履修教科・科目等（総則第3款の1）

必履修教科・科目の種類及びその単位数（総則第3款の1の(1)）

すべての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」）とその単位数は、表1（44ページ参照）のとおりである。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については、3単位又は2単位とし、「数学」及び「コミュニケーション英語」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

今回の改訂において、すべての生徒に履修させる必履修教科・科目については、高等学校の生徒として最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスに配慮し、各必履修科目の単位数を原則として改訂前よりも増加させないこととした。ただし、教科としての共通性を高める必要がある場合や生徒の選択肢の拡大につながる場合については各学校の一定の裁量を確保した上で単位数を増加させることとした。

これを踏まえ、学習の基盤である国語、数学、外国語の各教科の必履修科目については、選択的な履修を認めるのではなく、すべての生徒が共通して履修する科目（共通必履修科目）を設けている。ただし、生徒や学校の実態が多様であることを踏まえ、各共通必履修科目について2単位まで単位を減じることができるようにしている。国語、数学及び外国語を除く各教科については、体育を除き、各教科において2単位の科目を含めた複数の科目から選択的に履修できるようにしている。

また、理科については、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上は学ぶという理念は維持した上で、学校の裁量を拡大し、生徒の特性等に応じた科目履修の柔軟性を高める観点から、4領域それぞれの基礎を付した科目の中から3科目を履修する場合には、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要とした。

ただし書きの規定は、生徒の特性、進路等が多様になっているという実態や専門科目を履修しなければならない専門学科において、教育課程編成を一層弾力的に行うことができるよ

うにするためのものである。なお、標準単位数が2単位である必履修科目は減じることができないことに注意する必要がある。

以上のような必履修教科・科目の設定により、その最低合計単位数は、従前と同様、各課程・学科とも31単位となっている。

総合的な学習の時間の履修

すべての生徒に履修させる必要がある総合的な学習の時間の標準単位数については、総則第2款の2の表に3～6単位と示されている。このため、各学校で総合的な学習の時間の単位数を定める場合については、原則として3単位を下らないことが求められる。ただし、特に必要がある場合にはその単位数を2単位とすることができる。これは、総合的な学習の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目(学校設定科目及び学校設定教科を含む)において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な学習の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨である。

(2) 専門教科・科目の履修(総則第3款の2)

専門教科の最低必修単位数(総則第3款の2の(1))

福祉など専門教育を主とする学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないものとする。ただし、福祉に関する学科においては、各学科の目標を達成する上で専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できるものについては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる。

福祉などの専門学科における専門教科・科目の必修単位数は、従前と同様に25単位以上としている。平成11年の改訂で30単位から25単位に改められたが、今回の改訂において、卒業に必要な修得総単位数や必履修教科・科目の最低合計単位数が変更されていないことなどを踏まえ、専門学科については、一定の専門性を確保する観点から引き続き専門科目を25単位以上履修させることが適当であるとされたことによる。

専門科目による必履修科目の代替(総則第3款の2の(2))

専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、専門科目と必履修科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な調整を行い、より弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。福祉に関する学科では、例えば、「福祉情報活用」の履修により「社会と情報」の履修に代替することなどが可能である。なお、全部代替する場合、「福祉情報活用」の履修単位数は、2単位以上必要であることは言うまでもない。

職業学科における総合的な学習の時間の特例(総則第3款の2の(3))

福祉に関する学科においては、総合的な学習の時間の履修により「介護総合演習」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって「介護総合演習」の履修の一部又は全部に替えることができる。また、「介護総合演習」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「介護総合演習」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力など生きる力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を

育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすることを目標としている。

また、この時間の学習活動については、各学校が創意工夫を生かして展開することが期待されているが、学習指導要領では、横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動の三つの活動が例示されている。

福祉に関する学科においては、福祉に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習活動を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的な学習態度を育てることを目標とした「介護総合演習」が原則履修科目とされており、これは、総合的な学習の時間がねらいとしているものと軌を一にしているといえる。したがって、総合的な学習の時間の履修をもって「介護総合演習」の履修の一部又は全部に替えることができることとし、逆に、「介護総合演習」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に変えることができることとしている。

ただし、相互の代替ができるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「介護総合演習」の履修によって総合的な学習の時間の履修に代替する場合には、「介護総合演習」を履修した成果が総合的な学習の時間の目標からみても満足できる成果を期待できるような場合である。同様に、総合的な学習の時間の履修によって「介護総合演習」の履修に代替する場合には、総合的な学習の時間の履修の成果が「介護総合演習」の目標、内容等からみても満足できる成果を期待できるような場合である。

4 各教科・科目等の授業時数等（総則第4款）

(1) 全日制の課程における年間授業週数（総則第4款の1）

全日制の課程における各教科・科目、ホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季、冬季、学年末等の休業日に授業日を設定する場合を含む）に行うことができる。

学校においては、教育課程の編成に当たって、各教科・科目、総合的な学習の時間並びにホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事それぞれについて年間の授業の計画を立てる必要があるが、このうち全日制の課程においては、各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とするように計画されなければならないことを示している。

今回の改訂で「特定の期間」には「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む」との規定を追加し、各教科・科目の特質に応じ、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合には、これらの期間に授業日を設定することも含まれることを明らかにしている。

(2) 全日制及び定時制の課程における週当たり授業時数（総則第4款の2及び3）

全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。

定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。

全日制の課程における週当たりの標準授業時数については、従前と同様30単位時間としている。さらに、今回の改訂では、各学校や生徒の実態等に応じて、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合など、30単位時間を超えて授業を行うことが可能であることを明確にしている。

(3) 特別活動の授業時数（総則第4款の4、5及び6）

ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる。

特別活動については、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成しており、その授業時数については、ホームルーム活動について、年間35単位時間以上行うことを規定したものである。なお、ホームルーム活動は、各教科・科目と異なり、特定の学期又は期間に行うことはできず、毎週行わなければならないが、授業の1単位時間の弾力化を図っているため、年間の合計として35単位時間以上の授業時数を確保する必要がある。

(4) 授業の1単位時間の運用（総則第4款の7）

各教科・科目等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等について責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。

授業の1単位時間については、従前と同様に、各教科・科目等の授業時間を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各学校において適切に定めることとしている。

なお、授業の1単位時間を弾力的に運用する場合でも、単位の計算は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを標準としているため、それによって計算された単位数に見合う授業時数は確保しなければならない。

今回の改訂においては、特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。」との規定が設けられている。これは、教科担任制である高等学校では、例えば、10分間程度の短い時間を単位として、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられる。このような場合、一定の要件のもと、年間授業時数に算入できることを明確化したものである。

(5) 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替（総則第4款の8）

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

この規定は、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要がある。

5 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項（総則第5款）

(1) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成（総則第5款の1）

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履

修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

教育課程の編成に当たっては、「多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮する」ことに加え、「生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるように」することを示している。これは、単に生徒の自由選択に委ねるだけではなく、各学校において、学校や生徒の実態を踏まえ、特に生徒の進路を十分に考慮に入れた適切な教科・科目の履修ができるようにすることを求めたものである。

(2) 各教科・科目等の内容等の取扱い（総則第5款の2）

学習指導要領に示していない事項の指導に当たっての配慮事項（総則第5款の2の(1)）

学校においては、学習指導要領に示していない事項を加えて指導することができる。また、学習指導要領に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、学習指導要領に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。

各教科・科目及び特別活動の指導に当たっては、学校において必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これに加えて教育課程を編成、実施することができる。このように、学習指導要領に示しているすべての生徒に対して指導するものとする内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「基準性」）。

各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序（総則第5款の2の(2)）

学習指導要領に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校において、その取扱いについて適切な工夫を加える。

各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間の学習活動の学期ごとの分割指導についての配慮事項（総則第5款の2の(3)）

学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

従前から、各教科・科目の内容を1単位ごとに分割指導できることを示していたが、単位制高校の増加などを踏まえ、弾力的な教育課程編成を可能とする観点から、例えば、4単位科目を2単位ごとに分割するなどの指導ができることを明示している。

学習指導要領で示されている内容を適切に選択して指導する場合の配慮事項（総則第5款の2の(4)）

学校においては、特に必要がある場合には、学習指導要領に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

(3) 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項（総則第5款の3）

各教科・科目等相互間の関連及び発展的、系統的な指導（総則第5款の3の(1)）

指導計画の作成に当たっては、各教科・科目等それぞれにおける固有の目標の実現を目指すと同時に、他の各教科・科目等との関連を十分図るよう作成される必要があり、各教科・科目等について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにする。

指導内容のまとめ方及び重点の置き方（総則第5款の3の(2)）

各教科・科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにする。

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫（総則第5款の3の(3)）

学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにする。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること。

道徳教育の全体計画の作成（総則第5款の3の(4)）

全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成する。

(4) 職業教育に関して配慮すべき事項（総則第5款の4）

実験・実習に配当する授業時数の確保（総則第5款の4の(2)のイ）

職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分に確保するようにする。

専門科目の内容を確実に身に付けさせるためにも実験・実習などの体験的な学習を一層重視することとして、これに充てる授業時数を確保するよう示したものである。

生徒の実態に応じた配慮（総則第5款の4の(2)のイ）

生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにする。

就業体験の機会の確保等（総則第5款の4の(3)及び(4)のイ）

学校においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができることとしている。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要する。

職業に関する学科では、従来から「課題研究」や各科目の実習の一部として、産業現場等における実習（現場実習）が行われてきている。これらの実践等を踏まえ、平成20年1月の中央教育審議会答申において、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導を推進することが提言されている。また、職業に関する各教科の改善に当たっては、就業体験等、実社会や職業とのかかわりを通じて、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し、例えば、職業の現場における長期間の実習を取り入れるなどにより、教育活動を充実すべきであると提言されている。

就業体験は、生徒が実際の知識や技能・技術に触れることによる学習意欲の喚起、主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成、異世代とのコミュニケーション能力の向上などその教育上の意義が大きいものである。

このため、今回の改訂においては、すべての学科において、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産

業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すべきことを明示するとともに、特に、職業に関する各教科・科目については、就業体験を積極的に取り入れることとし、就業体験をもって実習に替えることができることとしている。

定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替（総則第5款の4の(4)のウ）

定時制及び通信制の課程においては、生徒の福祉に関する実務経験を科目の履修の一部に替えることができる。

ただし、その科目の一部を履修したと同様の成果があると認められるときに限られる。

第2節 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

学習指導要領では、第3章の第8節第3款に福祉科に関する各科目についての配慮事項を示している。各学校において、具体的な指導目標、指導内容及び指導方法などを定めた指導計画を作成する際には、これらの事項に十分配慮する必要がある。

1 指導計画の作成に当たっての配慮事項

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 福祉に関する各学科においては、「社会福祉基礎」及び「介護総合演習」を原則としてすべての生徒に履修させること。

福祉に関する学科における原則履修科目は、福祉に関する学習の基礎的科目である「社会福祉基礎」と福祉に関する各科目で習得した知識と技術の深化・統合化をねらいとする科目である「介護総合演習」の2科目としている。

「社会福祉基礎」は、教科「福祉」における基礎的・基本的な内容で構成され、より専門的な学習への動機付けや卒業後の進路についての生徒の意識を高めることを目的として設けられた科目である。また、「介護総合演習」は、福祉に関する基礎的な学習の上に立って、生徒が自ら設定した課題を主体的に探求して解決する学習を通して、知識と技術の深化、総合化を図るとともに、自ら課題を発見して解決する能力や生涯にわたって自発的、創造的に学習に取り組む態度を育てることをねらいとした科目である。

なお、科目の性格やねらいなどからみて、「社会福祉基礎」は低学年で、「介護総合演習」は「介護実習」の指導とあわせて履修させることが望ましい。

(2) 福祉に関する各学科においては、原則として福祉に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。

福祉に関する各学科においては、少子高齢化の進展や福祉ニーズの多様化などに対応し、創造性や問題解決の能力の育成などを一層重視して実験・実習を充実させることが必要である。

実験・実習を重視することにより、社会福祉に関する知識や技術を確実に身に付けることができるとともに、学習に対する適切な動機付けが可能となり、学習意欲を向上させることができる。さらに、既に学んだ知識や技術を活用して主体的・創造的に問題を解決することができることから、創造性をはぐくみ、実践的な技術を身に付けさせ、社会福祉関連の職業に従事する者として求められる望ましい勤労観や職業観の育成が期待できる。

(3) 地域や福祉施設、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

教育内容の改善・充実を図っていく上で、地域や福祉施設、産業界とのパートナーシップを確立していくことがきわめて重要である。単に地域や福祉施設、産業界の協力を仰ぐというだけでなく、各学校の教育力を地域に還元することにより、地域や福祉施設、産業界との協力関係を築くことも大切である。地域や福祉施設などと連携し、福祉の理解を深める催しや施設開放などの活動を進め、地域の福祉力を高める実践的な学習活動を行うことが重要である。

福祉施設等において、実際の知識や技術・技能に触れることのできる就業体験は、学校での

学習と職業との関係についての理解が促進され、生徒自身が職業適性や将来設計について考える機会ともなる。介護福祉士養成施設としての指定を受けた学科等においては、「介護実習」で長期間の現場実習を行うことになるが、指定を受けていない学科等においても、福祉施設等における実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるよう配慮する必要がある。

さらに、生徒が福祉における各分野の最新の知識や技術を身に付けたり、望ましい勤労観・職業観を育成するために、福祉に関する各分野の第一線で活躍する職業人等を学校に招き、学校における教育活動に協力してもらうことは有意義なことである。各学校においては、特別非常勤講師制度等を活用して、社会人を講師として積極的に活用するなどの工夫が考えられる。

また、地域や福祉施設、産業界との協力関係を確立するためには、学校の教育力を地域に還元する努力も重要であり、学校の施設・設備を地域に開放した市民福祉講座の実施などに取り組むことや、生徒が自らの学習の成果として身に付けた専門性を生かしたボランティア活動を推進することも考えられる。

2 各科目の内容の取扱いに当たっての配慮事項

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 「介護実習」や「介護総合演習」における現場実習及び具体的な事例の研究や介護計画作成に際しては、プライバシーの保護に十分留意すること。

介護実習及び具体的な事例の研究や介護計画作成においては、サービス利用者の人間としての尊厳の保持、自己実現の尊重などに基づく人間理解を基本とし、プライバシーの保護については十分留意させるとともに、関係機関の協力が得られるよう配慮する。

- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

「福祉情報活用」をはじめ福祉に関する各科目においても、社会福祉の情報化の進展に対応して、記録や介護計画の作成、福祉情報の収集などにコンピュータや情報通信ネットワークなどを活用したり、さらに障害者や高齢者の自立支援にも大きな役割を果たしていることなどに配慮することが必要である。

学校における各科目の指導に当たっては、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、指導の工夫を図り、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

3 実験・実習の実施に当たっての配慮事項

- 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に基づき、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、福祉機器などの取扱いには十分な注意を払わせ、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

福祉に関する各学科においては、介護実習施設や福祉機器を活用した実験・実習が行われることから、関連する法規等に基づき、施設・設備や薬品等の安全管理と学習環境の整備に十分留意することが必要である。特に、入浴機器や移動用リフト等の操作、体位変換や移乗・移動などにおける生徒の安全と衛生に十分配慮することが必要である。また、現場実習における事故防止や感染予防など保健衛生に関して事前指導を徹底することが必要である。